

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2025年1月31日
【事業年度】	第37期（自 2023年11月1日 至 2024年10月31日）
【会社名】	ReYuu Japan株式会社
【英訳名】	ReYuu Japan Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 重富 崇史
【本店の所在の場所】	大阪市北区天満橋一丁目8番30号 OAPタワー9階
【電話番号】	06(6881)6611
【事務連絡者氏名】	経理財務部長 菊地 洋介
【最寄りの連絡場所】	東京都港区六本木一丁目9番9号 六本木ファーストビル14階
【電話番号】	03(6230)9388
【事務連絡者氏名】	経理財務部長 菊地 洋介
【縦覧に供する場所】	ReYuu Japan株式会社 東京本社 (東京都港区六本木一丁目9番9号 六本木ファーストビル14階) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 上記の東京本社は金融商品取引法に規定する縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜を考慮して、縦覧に供する場所としております。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次		第32期	第33期	第34期	第35期	第36期	第37期
決算年月		2020年4月	2021年4月	2022年4月	2022年10月	2023年10月	2024年10月
売上高	(千円)	4,339,734	5,694,377	5,457,439	1,551,764	4,089,201	4,731,991
経常利益又は経常損失()	(千円)	52,048	73,787	121,632	127,373	204,118	79,890
当期純利益又は 当期純損失()	(千円)	57,584	65,158	228,490	178,102	81,005	86,162
持分法を適用した場合の 投資利益	(千円)	-	-	-	-	-	-
資本金	(千円)	634,728	634,728	1,054,323	1,054,323	50,000	50,000
発行済株式総数	(株)	3,409,000	3,409,000	5,741,500	5,741,500	5,741,500	5,741,500
純資産額	(千円)	634,923	700,081	1,310,771	1,132,669	1,051,961	866,457
総資産額	(千円)	975,969	1,232,515	1,888,142	1,572,702	1,917,619	1,887,882
1株当たり純資産額	(円)	186.25	205.36	228.30	197.69	183.56	158.95
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額 ()	(円)	16.89	19.11	57.10	31.06	14.14	15.33
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	(円)	-	-	-	-	-	-
自己資本比率	(%)	65.1	56.8	69.4	72.0	54.8	45.9
自己資本利益率	(%)	9.5	9.8	22.7	14.6	7.4	9.0
株価収益率	(倍)	19.30	19.88	-	-	-	-
配当性向	(%)	-	-	-	-	-	-
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	71,962	76,601	207,143	396,909	381,052	737,164
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	132,737	12,619	161	9,876	245,816	6,034
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	8,163	102,624	766,188	33,556	560,165	63,984
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	502,807	541,517	1,104,956	665,464	1,090,394	411,180
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(人)	52 (29)	63 (20)	69 (18)	63 (18)	32 (19)	27 (18)
株主総利回り (比較指標：配当込みTOPIX)	(%) (%)	- (-)	116.6 (132.3)	89.9 (135.6)	85.9 (139.5)	166.9 (167.2)	91.7 (204.7)
最高株価	(円)	601	747	570	359	650	642
最低株価	(円)	232	297	279	273	239	250

- (注) 1. 当社は、連結財務諸表を作成しておりませんので連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。また、持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
2. 第34期の経常利益および当期純利益の大幅な減少は、支払手数料等の多額の特別損失の計上等によるものであります。
3. 第36期において、無償減資を行っております。
4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第32期および第33期は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第34期および第35期は、1株当たり当期純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第36期および第37期は、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。
5. 従業員数の()は年間の平均臨時雇用者数を外数で記載しております。
6. 最高・最低株価は、2022年4月3日以前は東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであり、2022年4月4日以降は東京証券取引所スタンダード市場におけるものであります。
7. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第34期の期首から適用しており、第34期以降に係る経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
8. 第35期は、決算期変更により2022年5月1日から2022年10月31日までの6ヵ月間となっております。

2【沿革】

年月	事項
1988年6月	・電話回線の利用権および通信機器のレンタルを目的として、大阪市北区芝田に「日本テレホン株式会社」を設立
1990年6月	・首都圏への本格進出に伴い東京都渋谷区代々木に東京支店を開設
1993年9月	・本社を大阪市北区梅田に移転
1994年4月	・携帯電話販売事業を開始
1998年12月	・古物商許可を取得
2003年5月	・本社を大阪市北区豊崎に移転
	・東京支社を東京本社に変更し、首都圏、関西圏において2本社制とする
2005年2月	・東京本社を東京都新宿区西新宿に移転
2005年4月	・ジャスダック証券取引所に株式を上場
2005年12月	・プライバシーマークを取得
2008年8月	・大阪本社を大阪市北区天満橋に移転
2008年11月	・中古携帯電話機「エコたん」の販売と買取を開始
2010年4月	・ジャスダック証券取引所と大阪証券取引所の合併に伴い、大阪証券取引所JASDAQに株式を上場
2013年7月	・東京証券取引所と大阪証券取引所の統合に伴い、東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)に上場
2017年3月	・リユースモバイルの業界団体であるリユースモバイル・ジャパン(現一般社団法人リユースモバイル・ジャパン)の設立に参画
2018年12月	・法人向けスマートフォンレンタルサービスの提供を開始
2019年5月	・ソフトバンクショップ、ワイモバイルショップの譲渡に伴い、ドコモショップ2店舗、auショップ2店舗の直営店4店舗体制となる
2019年12月	・兼松コミュニケーションズ株式会社との間において、リユースモバイル事業に関する業務提携契約を締結
2020年6月	・リユースモバイル事業拡大に伴い、モバイルリファビッシュセンターを大阪市北区長柄西に移転拡張
2020年11月	・リユースモバイル事業者認証を取得
2021年12月	・モバイルリファビッシュセンターにて情報セキュリティマネジメントシステム「ISO/IEC27001」認証を取得
2022年1月	・株式会社ショーケースとの間において、資本業務提携契約を締結
2022年2月	・株式会社ショーケースが親会社となる
2022年4月	・東京証券取引所の市場再編に伴い、スタンダード市場に移行
2022年8月	・東京本社を東京都港区六本木に移転
2023年4月	・リユース関連事業へ経営資源を集中するため、運営店舗の事業譲渡および閉店が完了
2023年8月	・「エコたん」から「ReYuu」へブランドリニューアル
2024年2月	・「日本テレホン株式会社」から「ReYuu Japan株式会社」へ商号変更

(注)「ReYuu」とは、「『リユース』の輪を広げる、選ばれる『理由』がある、『Re(何度も)』+『Yuu(結う=繋げる)』」という想いを込めた当社のコーポレート・アイデンティティであります。

3【事業の内容】

当社の事業は、情報通信関連事業の単一セグメントであります。事業の内容につきましては、事業の部門別に記載しております。

また、事業内容につきましては、リユースモバイル端末の取扱いを行うリユース関連事業、法人向け通信端末機器レンタル等のその他の事業となっております。

(1) リユース関連事業

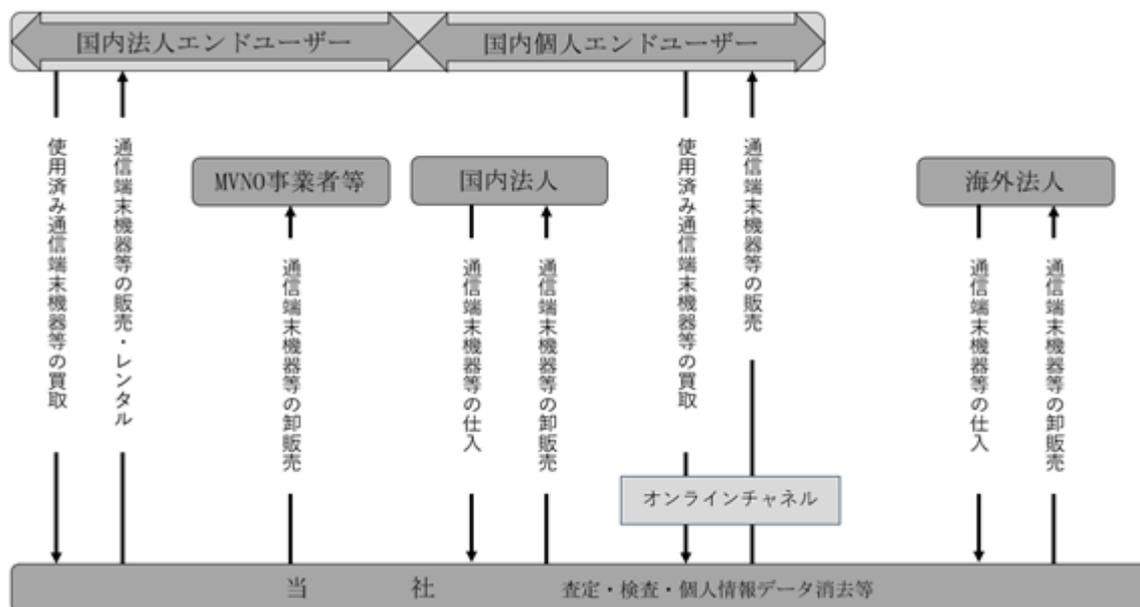
スマートフォン、タブレット、パソコン等の通信端末機器について、リユース品を中心に売買する事業を展開しております。これらの機器は、サプライヤーからの仕入や、不要となった機器を消費者や企業から直接買取ることによって調達しております。調達した商品は、必要に応じて当社のモバイルリファビッシュセンターにおいて査定、データ消去、外装クリーニングなどの処理を施し、リユースモバイル端末として販売しております。

本事業においては、リユースモバイル端末をMVNO事業者や携帯代理店、卸売業者、小売業者、一般企業、海外市場等へ向けて販売するとともに、自社運営サイトおよび外部ECモールにおいて、個人向けのオンライン販売を実施しております。

(2) その他の事業

当事業は、法人向け通信端末機器のレンタル等を行っております。法人向け通信端末機器のレンタルは、当社のリユース関連事業において調達し、整備等を行った通信端末機器をレンタルし、その顧客からレンタル利用料を収受しております。

リユース関連事業およびその他の事業における事業系統図は、次のとおりです。



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 又は 被所有割合 (%)	関係内容
(親会社) 株式会社 ショーケース	東京都港区	50,338	Webマーケティング支援	被所有 42.39	役員の兼任 従業員の出向および出向受入 事務所の賃借 同社サービスの利用 当社サービスの提供

(注) 1. 議決権の被所有割合は50%以下ですが、支配力基準により親会社としております。

2. 有価証券報告書を提出しております。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2024年10月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
27(18)	41.1	8.31	5,233,856

(注) 1. 従業員数は、就業人員(当社から社外への出向者を除く)であり、嘱託社員・パート・アルバイト従業員および派遣社員・受入出向者は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与および基準外賃金を含んでおります。

2024年10月31日現在

事業部門別	従業員数(人)
リソース関連事業	22(13)
管理部門	5(5)
合計	27(18)

(注) 従業員数は、就業人員(当社から社外への出向者を除く)であり、嘱託社員・パート・アルバイト従業員および派遣社員・受入出向者は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(2) 労働組合の状況

当社の労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

(3) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率および労働者の男女の賃金の差異

当社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(2015年法律第64号)および「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(1991年法律第76号)の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社の経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社は、リユースモバイル端末を取扱うリユース関連事業を軸として、「『リユース』の輪を広げる、選ばれた『理由』がある、『Re(何度も)』+『Yuu(結う=繋げる)』」という想いを込めた「ReYuu(リユース)」をコーポレート・アイデンティティとして掲げ、持続的な企業価値の向上に取り組んでおります。市場が安定的に拡大を続けるリユースモバイル業界において、事業環境やお客様のニーズの変化を的確に捉え、求められるサービスや商品を迅速かつ確実に提供することを目指しております。また、透明性と高い倫理観に基づく企業活動を通じて、社会への貢献を果たしてまいります。さらに、経営基盤の強化に向けて人材育成に注力し、企業価値の向上と持続的な成長を実現してまいります。

(2) 経営環境及び対処すべき課題

当社の主な事業分野である携帯電話業界におきましては、円安や製造コストの上昇に伴い、新品端末の価格が高騰しております。その一方で、高価な最新機能よりも実用性とコストパフォーマンスを求める需要から、リーズナブルに入手可能なリユースモバイル端末への関心はますます高まっております。リユースモバイル端末は、普及が進む低価格帯の回線サービスとも相性がよく、サブ端末としての利用や法人による利用が増加しており、市場は順調に成長を続けております。今後につきましても、リユースモバイル端末の品質や安全性が認知されていくとともに、市場規模の拡大が加速していくことが見込まれます。

このような事業環境を踏まえ、当社といたしましては、以下の事項を経営上の重要な課題と認識しております。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響等は、「第2 事業の状況 3 事業等のリスク (7) 感染症の流行について」および「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 (追加情報)」に記載のとおりであります。

商品の安定的な調達体制の確保

リユースモバイル端末市場の拡大に対応し、事業成長を持続させるためには、商品の安定的な調達体制の確保が不可欠であると認識しております。調達力のさらなる強化のため、社内体制を整備し、国内・海外を問わず新規仕入先の開拓に注力するとともに、既存パートナー企業との買取連携を強化し、長期的に安定した調達網の構築を目指しております。

市場展開と事業基盤の強化

リユースモバイル端末市場でのシェア拡大と収益安定化を実現するため、市場展開と事業基盤の強化に取り組んでおります。国内法人向けには、卸販売、買取、レンタル、商品保証、キittingを組み合わせた総合的な端末サービスを提供し、既存取引先への深耕営業と新規取引先の開拓を進めております。また、法人向けサブスクリプションサービスやレンタル事業の強化を通じて、単発のフロー収益に加え、継続的なストック収益を積み上げ、収益基盤の安定化を図っております。海外市場では、海外ビジネスに精通した人材を積極的に活用し、現地企業との連携を深めることで、グローバルチャネルの拡充を推進しております。個人向けオンラインチャネルでは、SEO施策や商品ラインナップの充実により、販売力のさらなる向上を目指しております。

DX化と業務効率化の推進

事業規模の拡大に対応するため、DX化と業務効率化を重要課題として位置づけ、商品の入荷から出荷までを一元管理するシステムの導入を進めております。また、取引先や取扱商材の多様化に伴い、商品の再生と物流を担うモバイルリファビッシュセンターでは、デバイスの再生に関わる新たなテクノロジーの導入を検討してまいります。再生・検品業務を効率化する仕組みを整備し、拡大する取扱量に対応するため処理能力の強化にも注力しております。

人材戦略の強化

持続的な企業価値の向上に資するため、成長の源泉として、人材の採用と育成を課題として位置づけております。採用体制を強化し、多様な人材の確保に注力するとともに、従業員の成長とエンゲージメント向上に向けた取り組みを推進してまいります。

当社といたしましては、かかる課題に全社を挙げて対処するとともに、事業の拡大および企業価値の向上に向けて取り組んでまいります。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社のサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) ガバナンス

当社は、取締役会を毎月1回開催し、重要事項の付議および業績等に関する報告を行うとともに、総括的な経営実態について担当役員自らが報告を行う体制を整えております。取締役会において決定された経営上の意思決定は、各執行役員により関係部門責任者に伝達されることによって事業運営の迅速化、効率化および内部統制、事業リスク等への対応に取り組むとともに、適法性のチェックに重点を置いたコンプライアンス体制の構築と維持に努めております。

取締役会において、コンプライアンス全体に関する総括責任者およびリスク全般の管理についての総括責任者として、コンプライアンス担当役員およびリスク管理担当役員を任命しております。

また、法令と社会倫理の遵守を図るべく、「内部統制委員会」において毎月1回取締役、常勤監査役および関係部門責任者の出席のもと、コンプライアンス事項に係る情報の共有等を含め、啓蒙活動に努めております。

(2) 戦略

(サステナビリティ全般に関する戦略)

当社は、「『リユース』の輪を広げる、選ばれる『理由』がある、『Re(何度も)』+『Yuu(結う=繋げる)』」という想いを込めた「ReYuu(リユース)」をコーポレート・アイデンティティとして掲げ、リユース関連事業を主要事業として推進しております。同事業の内容そのものがSDGsの達成へ貢献するものであり、事業の発展へ向けて注力していくことが持続可能な社会の実現のために最も重要な貢献へつなげると考えております。当社の事業内容とSDGsのつながりについては以下のとおりです。

SDGs目標12「つくる責任 つかう責任」

当社のリユース関連事業が拡大することで、捨てられることなくリユース端末として再活用される使用済み端末が増加し、廃棄物の削減につながり、循環型社会の実現へと近づいていきます。

SDGs目標13「気候変動に具体的な対策を」

通信端末をリユースすることは製造時と廃棄時に発生するCO2を削減することにもつながるため、カーボンニュートラルへ貢献し、温室効果ガスの削減により気候変動への対策となります。

SDGs目標14「海の豊かさを守ろう」・SDGs目標15「陸の豊かさを守ろう」

通信端末のような電気電子機器の廃棄物が不適切な方法で廃棄処理をされると、環境汚染や人の健康への悪影響を引き起こす懸念があります。当社はリユース関連事業を拡大させるとともに、コンプライアンスを遵守した適切なリサイクル処理を行うことで、このような被害をもたらさない取り組みを実施しております。

なお、当社はリユースモバイル市場全体の健全な発展と消費者保護を目指すため、一般社団法人リユースモバイル・ジャパンの理事企業として、ガイドラインの策定や事業者認証制度の運営を通じて、リユースモバイルの普及と、多様で低廉な通信サービスが安心して安全に提供される社会の形成に寄与しております。

(人的資本に関する戦略)

当社は、人々や社会に貢献できるサービスの提供を目指し、人材への積極的な投資を通じて、挑戦する姿勢と実行力を兼ね備えた社員の育成に取り組んでまいります。また、リユース関連事業は、通信やスマートフォンの専門知識・スキルの要求レベルが非常に高く、当社の求める人物像に向けた社員一人ひとりの能力開発と自己研鑽に注力してまいります。

当社が求める人材像は「社員一人ひとりが自発的に学び、考え、確実に業務を遂行するのみならず、新たな価値を生み出す改善や創意工夫を自立的・継続的に行う人材」であり、その人材の採用・育成・定着に向けて、中期経営計画では、採用体制の強化、育成環境の整備、魅力的な職場環境の構築に取り組んでいくこととしております。

(3) リスク管理

当社の事業内容そのものがSDGsの達成へ貢献するものであることを認識したうえで、取締役会において、各担当役員から総括的な経営実態についての報告並びに事業運営・事業リスクの認識および対応について指示・監督を行っております。

また、当社に属する全ての取締役、監査役および従業員が公正で高い倫理観に基づいた企業活動を行うことを徹底するため、コンプライアンス担当役員および内部統制委員会を中心としてサステナビリティ関連項目を含む「コンプライアンス・マニュアル」を整備しております。「法令」、「定款」、「社内規程」、「コンプライアンス・マニュアル」等の遵守については、違反行為等のリスク情報の早期把握と従業員からの相談窓口として、「公益通報者保護法」制定の趣旨に則り、社外の弁護士を含めたコンプライアンスに関する報告・相談ルートを整備し、「内部通報窓口」の設置等により、コンプライアンスの遵守に向けた啓蒙活動を実施しております。

(4) 指標及び目標

(サステナビリティ全般に関する指標及び目標)

当社は、リユース関連事業の発展を通じて持続可能な社会の実現への貢献を目指してまいります。業績目標を含めた当社の中期経営計画につきましては、現在策定中でございます。過去の中期経営計画につきましては以下にて開示しております。

・中期経営計画説明資料および中期経営計画説明動画

<https://www.reyuu-japan.com/ir/library/other/>

(人的資本に関する指標及び目標)

当社は、人材の多様性が経営や事業の革新を促し、持続的な成長を実現する上での重要な強みであると認識しております。この認識に基づき、事業環境に即した多様性の確保に向けた取り組みを進めてまいります。

中期経営計画においては、若年層から高いスキルを持つ熟年層まで幅広い層を対象とした中途採用の強化を掲げており、性別や国籍を問わず、有能な人材の登用を推進してまいります。特に、女性および外国籍社員の管理職登用が十分ではないと認識しており、女性管理職の育成に重点を置き、中途採用の拡大や職場環境の整備に注力します。

具体的な目標設定や状況の開示については、今後の課題として検討してまいります。

3【事業等のリスク】

当社の事業の状況および経理の状況等に関する事項のうち、リスク要因となる可能性があると考えられる主要な事項について記載を行うとともに、その他の事項であっても、投資者の判断に重要な影響をおよぼすと考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から、情報の開示を行っております。

当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避および発生した場合においては適切な対応に努める方針であります。投資判断を行われるにあたっては本項および本書中の本項以外の記載内容も併せて慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、以下の記載のうち将来に関する事項は、本有価証券報告書提出日(2025年1月31日)現在において当社が判断したものであり、不確実性を内在しているため、実際の結果と異なる可能性があります。

(1) 当社の収益構造について

当事業年度における当社の事業部門別の売上高構成は下記のとおりとなっており、売上構成比はリユース関連事業が98.7%、その他の事業が1.3%と、リユース関連事業の売上構成比が高いものとなっております。

このため、当該事業への依存度が高いことによって、当該事業の業績が悪化した場合、当社の業績に影響をおよぼす可能性があります。

利益面から見た場合においても、リユース関連事業においては、為替変動等の外部要因による調達価格の高騰や、メーカーや移動体通信事業者による新品価格の値下げ等によりリユースモバイル端末の価格優位性が損なわれる等、利益率が低下する可能性があります。

	2023年10月期		2024年10月期		前年同期比 (%)
	金額 (百万円)	構成比(%)	金額 (百万円)	構成比(%)	
売上高	4,089	100.0	4,731	100.0	115.7
リユース関連事業	3,737	91.4	4,670	98.7	125.0
移動体通信関連事業	329	8.1	-	-	-
通信機器販売	261	6.4	-	-	-
受取手数料収入	68	1.7	-	-	-
その他の事業	22	0.5	61	1.3	276.8

(注) 移動体通信関連事業は、2023年4月1日付で事業譲渡および閉店が完了しております。

(2) リユース関連事業の運営上のリスクについて

スマートフォン、タブレット、パソコン等の通信端末機器について、リユース品を中心に売買する事業を展開しております。これらの機器は、サプライヤーからの仕入や、不要となった機器を消費者や企業から直接買取することで調達しております。調達した商品は、必要に応じて当社のモバイルリファビッシュセンターにおいて査定、データ消去、外装クリーニングなどの処理を施し、リユースモバイル端末として販売しております。同事業においては、リユースモバイル端末をMVNO事業者や携帯代理店、卸売業者、小売業者、一般企業、海外市場等へ向けて販売するとともに、自社運営サイトおよび外部ECモールにおいて、個人向けのオンライン販売を実施しております。

需要の減少について

リユースモバイル端末の需要は、高価格なスマートフォンの普及や円安に伴って価格が高騰している新品端末機器への買替えを躊躇する顧客層に対して、デザインや機能面において遜色のないリユースモバイル端末を低廉な価格で供給することや、低価格帯の通信サービスと組み合わせることで2台目としての利用や法人利用を目的とした顧客層に対して、低価格で実用的なリユースモバイル端末を提供することで成り立っております。

同事業においては、リユースモバイル端末の流通量に応じて調達価格が影響を受けることから、端末メーカーの生産量や移動体通信事業者の販売量の減少の影響からリユースモバイル端末の流通量が減少し、調達価格が高騰することによってそれが販売価格に転嫁され、その結果により販売価格が上昇した場合や、移動体通信事業者や端末メーカーによって新品端末機器の大幅な値下げが実施されることでリユースモバイル端末の価格優位性が著しく損なわれ需要が減退し、同事業の事業モデルにより得られる売上高や収益が減少することにより、当社の業績に影響をおよぼす可能性があります。

リユースモバイル端末の調達について

リユースモバイル端末の調達は、国内外のパートナー企業からの仕入やエンドユーザーからの買取を実施しております。

しかしながら、商品の特性上、安価で安定的かつ継続的に当社にリユースモバイル端末が供給されることが保証された環境ではなく、特定の企業に依存した調達を実施した場合や、国外からの仕入に依存した場合、パートナー企業の調達状況、為替や国際情勢の状況、資源価格の高騰や半導体不足による調達価格の高騰等の影響により、合理的な価格でリユースモバイル端末を確保できないことから販売に支障を来すことにより、当社の業績に影響をおよぼす可能性があります。

また、各移動体通信事業者の販売施策において、今回の買替え時に移動体通信事業者が下取りをすることを前提とした契約の普及等により、リユースモバイル市場への端末機器の流通量が大幅に低下する恐れがあり、その場合、顧客の需要に応じたリユースモバイル端末を確保できないことから販売に支障を来すことにより、当社の業績に影響をおよぼす可能性があります。

主要な販売先について

同事業の主要な販売先は下記のとおりとなっており、株式会社インターネットイニシアティブ、株式会社オプテージの2社への売上が相対的に大きいものとなっております。これら2社ともに、各社が要望する商品と、当社の提供可能商品が一致したため、売上が拡大し、売上比率が高まったものであります。

相手先	第37期 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)	
	金額(千円)	割合(%)
株式会社インターネットイニシアティブ	1,260,749	26.6
株式会社オプテージ	1,031,449	21.8

(3) 法的規制等について

当社ではリユース関連事業およびその他の事業を行うにあたって、以下のような法令やガイドライン等の規制を受けており、当社はこれらの法的規制等を遵守し企業活動を行っております。

しかし、将来においてこれらの法的規制等が改正された場合、又は当社がこれらの法的規制等に抵触した場合は、当社の業績に影響をおよぼす可能性があります。

関係する事業	法的規制等
リユース関連事業 その他の事業	電気通信事業法 消費者契約法 携帯電話不正利用防止法 電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン(総務省告示)
オンラインショップを介して商品を提供する場合	特定商取引に関する法律 電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律
リユース品の売買	古物営業法 商標法
事業全般	個人情報の保護に関する法律

(4) 個人情報の取扱いについて

当社では、リユース関連事業においてはリユースモバイル端末の買取等を行う場合やオンラインショップでの販売を行う場合、その他の事業においてはレンタルサービスの申込みを受ける場合において、顧客の氏名、生年月日、住所等の個人情報を取り扱っております。

個人情報の記載された書類としては申込書等があり、また社内のサーバ内や委託先のクラウド環境には個人情報がデータとして保存されておりますが、当社では個人情報が記載された書類等について必要時以外はキャビネットの中に入れて施錠をする、また電子データについてはパスワード管理を行う等、厳重に管理を行っております。また、プライバシーマークおよび情報セキュリティマネジメントISO27001認証(モバイルリファビッシュセンター)を取得しており、セキュリティの強化に努めております。

しかしながら、書類が盗難等される場合や第三者がネットワークへ不正侵入する等により、個人情報の記載された書類や電子データ等が社外に流出し、個人情報が漏洩する可能性については否定できません。

その場合、顧客から損害賠償訴訟の提起や賠償金の請求、また既存顧客の信用や社会的な信用の失墜により、当社の業績に影響をおよぼす可能性があります。

(5) 海外の事業展開について

当社は、企業として一層の成長を図るため、国内だけではなく、海外での商品の販売と調達の拡大へ積極的に取り組んでおります。しかしながら、取引先相手国における政情、経済、法規制等のントリーリスクや現地企業に対する信用リスク、為替の影響等、これらのリスクの発生により当社の方針が奏功せず、係るリスクが顕在化した場合は、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 対処すべき課題に対する対応について

当社は、「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおり、当社の事業の進展のために克服すべき当面の課題が認識されており、係る課題を早期に克服すべく対応を行ってまいりますが、これらの施策が奏功する保証はなく、当社の業績に影響をおよぼす可能性があります。

(7) 感染症の流行について

新型コロナウイルス感染症については、感染症法上の位置づけが5類感染症となり、経済社会活動の正常化が進みました。しかしながら、今後も同様の感染症の拡大等があった場合、営業活動が制限され、リユースモバイル端末の調達および販売が減少することによって売上高、収益ともに減少し、当社の業績に影響をおよぼす可能性があります。

(8) 継続企業の前提に関する重要事象等

当社は、新型コロナウイルス感染症の影響による調達難等により2022年4月期に営業損失を計上し、その後も継続して営業損失を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

しかしながら、これまでの調達力強化や販売チャネル拡充の施策を通じて、当社のリユース関連事業は着実に拡大しており、当事業年度においては売上高4,670百万円（前期3,737百万円）となりました。また、コストの大幅な低減も相まって、当事業年度の営業損失は64百万円となり、前期の185百万円から121百万円の改善を実現いたしました。なお、資金面におきましても、2024年2月および同年4月に実施した長期借入により調達した資金にて、十分な流動性を確保しております。現在の売上の状況、改善傾向にある利益構造などから、今後1年間の資金繰り見通しについても安定して推移することが見込まれ、引き続き財務基盤は安定しているものと判断しております。

以上のことから、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

1. 経営成績等の状況の概要

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当事業年度（2023年11月1日から2024年10月31日まで）におけるわが国経済は、雇用・所得環境が改善傾向にある中で、緩やかな回復基調で推移しております。一方で、海外景気の下振れがわが国の景気を下押しするリスクや、物価の上昇、アメリカの今後の政策動向、中東地域をめぐる情勢等の影響に、依然として注意が必要な状況が続いております。

当社の主な事業分野である携帯電話業界におきましては、円安や製造コストの上昇に伴い、新品端末の価格が高騰しております。その一方で、高価な最新機能よりも実用性とコストパフォーマンスを求める需要から、リーズナブルに入手可能なリユースモバイル端末への関心はますます高まっております。リユースモバイル端末は、普及が進む低価格帯の回線サービスとも相性がよく、サブ端末としての利用や法人による利用が増加しており、市場は順調に成長を続けております。今後につきましても、リユースモバイル端末の品質や安全性が認知されていくとともに、市場規模の拡大が加速していくことが見込まれます。

このような事業環境の中、当社は社名の一部でもある「ReYuu（注）」に表現されるコーポレート・アイデンティティに基づき、モバイル端末を中心とするリユース関連事業を事業の柱として、企業価値の向上を目指しております。

当事業年度におきましては、リユースモバイル市場の拡大を背景に、販売台数、売上高、売上総利益のいずれも前期比で大幅に増加いたしました。この成長は、2023年4月に移動体通信関連事業から撤退し、経営資源をリユース関連事業へ集中した結果、事業撤退による減少分を上回る伸長を実現したものです。具体的な取り組みとして、調達専門部署を新設し、法人からの直接買取を強化する等の調達力拡充に注力するとともに、既存の販売チャネルに加え、海外事業者を含む新規取引先の開拓およびオンラインチャネルでの収益力強化を図ってまいりました。

また、移動体通信関連事業からの撤退に伴い固定費が削減され、黒字転換に向けてコスト構造と利益体質が大きく改善されました。

一方で、新規販路の開拓や調達体制の強化においては、一部の契約の締結や、グローバル展開に伴う体制構築、調達先との調整に想定以上の時間を要し、当初計画からは遅れが生じることとなりました。しかしながら、当期に整備された大口の調達ルートおよびグローバル市場での販売ルートは、来期の業績向上に寄与する見込みです。

これらの結果、当事業年度における売上高は4,731百万円（前期比15.7%増）、営業損失は64百万円（前期営業損失185百万円）、経常損失は79百万円（前期経常損失204百万円）、当期純損失は86百万円（前期当期純損失81百万円）となりました。なお、前事業年度における業績には、2023年4月をもって撤退した移動体通信関連事業における売上高329百万円、事業譲渡および閉店に伴う特別利益135百万円等が含まれております。

なお、経営成績に重要な影響を与える要因については、「3 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

（注）「ReYuu（リユー）」は、「『リユー』スの輪を広げる、選ばれる『理由』がある、『Re（何度も）』+『Yuu（結う＝繋げる）』」という想いを込めた、当社の目指す姿を示すコーポレート・アイデンティティです。

事業部門別の状況は次のとおりであります。

当社の事業は、情報通信関連事業の単一セグメントであります。経営成績の状況を事業部門別に記載しております。

（リユース関連事業）

当事業年度におけるリユース関連事業におきましては、調達力の強化を重点戦略として掲げ、当期より新設した調達専門部署を中心に調達営業活動を推進してまいりました。事業の基盤となる良質な商品の安定確保を目指し、新規調達先の開拓および法人向けの買取提案営業に注力した結果、当期の調達量が増加するとともに、来期以降の更なる業績向上を見据えた調達網の整備が進展いたしました。一方で、一部の契約締結や調達先との調整に想定以上の時間を要したことから、当期業績への寄与は当初計画に比べて限定的なものとなりました。

国内法人向け営業戦略につきましては、販売・買取・レンタル・商品保証・キittingを一体化した総合的な端末サービスを強みとして、既存取引先への深耕営業および新規顧客の開拓に取り組んでまいりました。その中でも当社が優位性を持つMVNO事業者チャネルにおいては、既存取引先への深耕営業により販売機種のラインナップが拡充いたしました。その他の国内取引先である通信事業者、携帯販売代理店、卸業者、小売業者、一般企業といったチャネルにつきましては、堅実に取引が拡大いたしました。

グローバルチャネルにおいては、海外ビジネスに精通した人材を積極的に活用した結果、販売と調達の両面で取引ルートの整備が進行し、取引高が増加いたしました。

個人向けオンラインチャネルにおいては、メイン商材のスマートフォンやノートパソコンにとどまらず、スマートウォッチやデスクトップコンピュータ等、当社の調達ルートを活かした商品ラインナップの充実に取り組んでまいりました。また、販売促進施策の実施とお客様目線での顧客対応により、外部ECモールでの店舗評価が高まりました。

これらの結果、売上高4,670百万円（前期3,737百万円）、販売台数は141,278台（前期84,857台）となりました。

（その他の事業）

当事業年度におけるその他の事業におきましては、売上高61百万円（前期22百万円）となりました。

当社の事業は、情報通信関連事業の単一セグメントであります。事業部門別の売上高の内訳は次表のとおりとなっております。

	2023年10月期		2024年10月期		前年同期比 (%)
	金額 (百万円)	構成比(%)	金額 (百万円)	構成比(%)	
売上高	4,089	100.0	4,731	100.0	115.7
リユース関連事業	3,737	91.4	4,670	98.7	125.0
移動体通信関連事業	329	8.1	-	-	-
通信機器販売	261	6.4	-	-	-
受取手数料収入	68	1.7	-	-	-
その他の事業	22	0.5	61	1.3	276.8

（注）移動体通信関連事業は、2023年4月1日付で事業譲渡および閉店が完了しております。

財政状態につきましては、次のとおりであります。

総資産

当事業年度末の総資産は、前事業年度末と比べて29百万円減少し、1,887百万円となりました。

これは主に、商品が316百万円、売掛金が218百万円、レンタル資産が73百万円増加したものの、現金及び預金が679百万円減少したことによるものであります。

負債

当事業年度末の負債は、前事業年度末と比べて155百万円増加し、1,021百万円となりました。

これは主に、短期借入金が200百万円減少したものの、長期借入金が363百万円増加したことによるものであります。

純資産

当事業年度末の純資産は、前事業年度末と比べて185百万円減少し、866百万円となりました。

これは、自己株式の取得99百万円、当期純損失86百万円の計上によるものであります。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末に比べ679百万円減少し、411百万円となりました。

当事業年度末における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度の営業活動の結果、使用した資金は737百万円となりました。

これは主に、税引前当期純損失83百万円、棚卸資産の増加額324百万円、売上債権の増加額218百万円、レンタル資産の取得による支出75百万円があったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度の投資活動の結果、使用した資金は6百万円となりました。

これは主に、固定資産の取得による支出6百万円があったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度の財務活動の結果、獲得した資金は63百万円となりました。

これは、短期借入金の純減額200百万円、長期借入金の返済による支出136百万円、自己株式の取得による支出99百万円があったものの、長期借入れによる収入500百万円があったことによるものです。

(3) 仕入及び販売の実績

当社の事業は、情報通信関連事業の単一セグメントであります。仕入及び販売の状況につきましては、事業の部門別に記載しております。

a. 仕入実績

当事業年度の仕入実績を事業の部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門別	当事業年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)	前年同期比(%)
リユース関連事業(千円)	4,625,568	130.1
その他の事業(千円)	24,903	425.8
合計(千円)	4,650,471	122.7

b. 販売実績

当事業年度の販売実績を事業の部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門別	当事業年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)	前年同期比(%)
リユース関連事業(千円)	4,670,502	125.0
その他の事業(千円)	61,488	276.8
合計(千円)	4,731,991	115.7

(注) 最近2事業年度の主な相手先別の販売実績および当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	前事業年度 (自 2022年11月1日 至 2023年10月31日)		当事業年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
株式会社インターネットイニシアティブ	1,117,876	27.3	1,260,749	26.6
株式会社オプテージ	518,242	12.7	1,031,449	21.8

2. 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識および分析・検討内容は次のとおりであります。
なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 当事業年度の経営成績の分析

「1. 経営成績等の状況の概要 (1) 財政状態及び経営成績の状況」に記載のとおりであります。

b. 経営成績に重要な影響を与える要因について

「3 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

c. 財政状態の分析

「1. 経営成績等の状況の概要 (1) 財政状態及び経営成績の状況」に記載のとおりであります。

(2) キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

a. キャッシュ・フローの状況の分析

「1. 経営成績等の状況の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

b. 資本の財源及び資金の流動性

当社の運転資金需要のうち主なものは、商品の仕入や販売費及び一般管理費等の営業費用であり、投資を目的とした資金需要は、主に設備投資によるものであります。

また当社は、事業に必要な流動性と資金の源泉を安定的に確保することを基本としております。短期的な運転資金につきましては自己資金および金融機関からの短期借入れを基本としており、設備投資資金につきましては、金融機関からの短期借入れおよび長期借入れを基本としております。

当事業年度末における有利子負債の残高は、876百万円となっており、当事業年度末における現金及び現金同等物の残高は、411百万円となっております。

(3) 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。財務諸表の作成に用いた重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)」に記載しております。

5【経営上の重要な契約等】

(1) リユース関連事業に関する契約

主たる契約は以下のとおりです。

相手方の名称	契約内容	契約期間
兼松コミュニケーションズ株式会社	リユースモバイル事業に関する業務提携基本契約	2019年12月20日から 2020年12月19日まで 以後1年毎自動更新

(2) その他の事業に関する契約

該当事項はありません。

(3) 資本業務提携に関する契約

主たる契約は以下のとおりです。

相手方の名称	契約内容	契約期間
株式会社 ショーケース	(資本提携) ・同社に対し、当社の普通株式を第三者割当の方法により発行 (業務提携) ・同社の「eKYC」に関する技術を利用した当社のオンライン買取サービス、買取プラットフォームおよびAIを利用した自動査定・買取システムの構築および導入 ・当社の法人向けレンタルサービスにおけるサブスクリプションモデルの強化 ・リユースモバイル事業全体のDX化の推進 (その他) ・同社は当社の取締役会の構成員の総数に対して、同社が指名した取締役の数が過半数となるよう、取締役候補者を指名する権利を有する	期間の定めなし

(4) 金銭消費貸借契約

主たる契約は以下のとおりです。

借入先	株式会社日本政策金融公庫	株式会社紀陽銀行
借入金額	300,000千円	200,000千円
借入実施日	2024年2月29日	2024年4月1日
借入期間	5年1ヶ月(期限一括返済)	5年
借入利率	当初3年間は固定金利、 以降は業績により変動します。	変動金利(基準金利+スプレッド)
担保又は保証	無担保・無保証	無担保・無保証

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社の事業は、情報通信関連事業の単一セグメントであるため、セグメントに関連付けての記載を省略しております。

当事業年度における設備投資については、総額81,301千円であります。これらのうち主要な設備投資は、レンタル資産の取得によるものであります。

また当事業年度において、減損損失5,032千円を計上しております。減損損失の内容については、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 (損益計算書関係) 2 減損損失」に記載のとおりであります。

2【主要な設備の状況】

当社の主要な設備は、以下のとおりであります。

2024年10月31日現在

事業所名 (所在地)	事業の 部門別 の名称	設備の 内容	帳簿価額(千円)					合計	従業員数 (人)
			建物	構築物	工具、器具 及び備品	リース資産	その他		
大阪本社 (大阪市北区)	全社 (共通)	業務設備	-	-	-	-	-	-	6 (1)
東京本社 (東京都港区)	全社 (共通)	業務設備	-	-	-	-	-	-	16 (11)
モバイル リファビッシュ センター (大阪市北区)	リユース 関連事業	物流設備	-	-	-	-	64,983	64,983	5 (6)

(注) 1. 金額には、消費税等を含めておりません。

2. 帳簿価額のうち「その他」は、レンタル資産であります。

3. 従業員数の()は年間の平均臨時雇用者数を外数で記載しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

当社の設備投資については、景気の見通し、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。

なお、当事業年度末現在における重要な設備の新設、除却等の計画は、次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設等

重要な設備の新設等の主な内容は、2026年4月までに、「eKYC」に関する技術を利用したオンライン買取サービス、買取プラットフォームおよびAIを利用した自動査定・買取システムの構築・導入に38百万円、法人向けレンタルサービスにおけるサブスクリプションモデルの強化に18百万円、リユース関連事業全体のDX化の推進に52百万円、商品管理センターの処理能力の増強に30百万円の投資を行う計画であります。

所要資金につきましては、増資資金および自己資金を充当する予定となっております。

なお、投資予定額には、資産計上されず費用処理される可能性のある部分を含んでおります。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	12,400,000
計	12,400,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2024年10月31日)	提出日現在 発行数(株) (2025年1月31日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	5,741,500	5,741,500	東京証券取引所 スタンダード市場	単元株式数 100株
計	5,741,500	5,741,500		

(注)「提出日現在発行数」欄には、2025年1月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	2022年12月27日
新株予約権の数	2,980個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容および数	普通株式 298,000株
新株予約権の行使時の払込金額	269円
新株予約権の行使期間	自 2023年1月13日 至 2033年1月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 269円 資本組入額 134.5円
新株予約権の行使の条件	(注)1、3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

当事業年度の末日(2024年10月31日)における内容を記載しております。各事項について、当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2024年12月31日)にかけて変更はありません。

(注)1. 本新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の1ヶ月間(当日を含む21取引日)の平均値が一度でも行使価額に50%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

- (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
 - (b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
 - (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
 - (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合
- 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

2. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の種類、内容および数」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記2. に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(a) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(b) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記1記載の資本金等増加限度額から、上記(a)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

その他新株予約権の行使の条件

上記1に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び条件

下記3に準じて決定する。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

3. 新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2021年9月21日 (注)1	22,500	3,431,500	4,950	639,678	4,950	309,875
2022年2月14日 (注)2	2,310,000	5,741,500	414,645	1,054,323	414,645	724,520
2023年3月31日 (注)3	-	5,741,500	1,004,323	50,000	-	724,520

(注)1. 譲渡制限付株式報酬としての有償第三者割当による増加であります。

発行価格 440円

資本組入額 220円

割当先 当社取締役(社外取締役を除く。)4名

2. 有償第三者割当の新株発行による増加であります。

発行価格 359円

資本組入額 179.50円

割当先 株式会社ショーケース

3. 会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金を減少し、その他資本剰余金に振り替えたものであります。

4. 2022年1月26日付で提出した有価証券届出書に記載しました「第一部 証券情報 第1 募集要項 4 新規発行による手取金の使途 (2)手取金の使途」につきまして、以下のとおり変更が生じております。

(変更前)

具体的な使途	想定金額(千円)	支出予定時期
「eKYC」に関する技術を利用したオンライン買取サービス、買取プラットフォームおよびAIを利用した自動査定・買取システム構築・導入のための資金	200,000	2022年4月～2026年4月
法人向けレンタルサービスにおけるサブスクリプションモデル強化のための資金	50,000	2022年3月～2026年4月
リユースモバイル端末の安定供給体制構築を目的とした在庫強化のための資金	332,290	2022年3月～2023年4月
リユース関連事業全体のDX化推進のための資金	100,000	2022年4月～2024年4月
商品管理センター増床のための資金	100,000	2022年4月～2024年4月

(変更後)

具体的な使途	想定金額(千円)	支出予定時期
「eKYC」に関する技術を利用したオンライン買取サービス、買取プラットフォームおよびAIを利用した自動査定・買取システム構築・導入のための資金	100,000	2022年4月～2026年4月
法人向けレンタルサービスにおけるサブスクリプションモデル強化のための資金	50,000	2022年3月～2026年4月
リユースモバイル端末の安定供給体制構築を目的とした在庫強化のための資金	332,290 100,000	2022年3月～2023年4月 2024年4月～2024年10月
リユース関連事業全体のDX化推進のための資金	100,000	2022年4月～2026年4月
商品管理センター増床のための資金	100,000	2022年4月～2026年4月

(5)【所有者別状況】

2024年10月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							計	単元未満株式の状況(株)
	政府および 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他 の法人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	2	15	26	21	5	2,199	2,268	-
所有株式数 (単元)	-	294	2,289	29,466	1,810	26	23,517	57,402	1,300
所有株式数の 割合(%)	-	0.51	3.99	51.33	3.15	0.05	40.97	100.00	-

(注)1. 所有株式数の割合は、小数点第3位を四捨五入しております。

2. 「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が4単元含まれております。

3. 自己株式292,105株は、「個人その他」に2,921単元、「単元未満株式の状況」に5株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2024年10月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合(%)
株式会社ショーケース	東京都港区六本木一丁目9番9号	2,310,000	42.39
兼松コミュニケーションズ株式会社	東京都渋谷区代々木三丁目22番7号	460,000	8.44
宮崎 羅貴	東京都目黒区	270,000	4.95
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	99,066	1.82
東京短資株式会社	東京都中央区日本橋室町四丁目4番10号	91,300	1.68
J.P.Morgan Securities plc (常任代理人 JPモルガン証券株式会社)	25 Bank Street Canary Wharf London UK (東京都千代田区丸の内二丁目7番3号)	47,977	0.88
伊藤 貴登	大阪市東成区	47,700	0.88
モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番7号	40,500	0.74
大野 三雄	埼玉県越谷市	38,000	0.70
大島 芳孝	京都市西京区	35,000	0.64
計	-	3,439,543	63.12

(注) 1. 当社は、自己株式を292,105株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点第3位を四捨五入しております。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2024年10月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 292,100	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 5,448,100	54,481	-
単元未満株式	普通株式 1,300	-	-
発行済株式総数	5,741,500	-	-
総株主の議決権	-	54,481	-

(注) 1. 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が400株含まれております。また、「議決権の数」の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数4個が含まれております。

2. 「単元未満株式」の株式数の欄に自己株式5株が含まれております。

【自己株式等】

2024年10月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
ReYuu Japan 株式会社	大阪市北区天満橋 一丁目8番30号	292,100	-	292,100	5.09
計	-	292,100	-	292,100	5.09

(注) 当社は、上記の他、単元未満自己株式5株を保有しております。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2024年4月15日)での決議状況 (取得期間 2024年4月16日~2024年9月30日)	140,000	70,000,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	140,000	50,166,200
残存決議株式の総数及び価額の総額	-	19,833,800
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	-	28.33
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	-	28.33

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2024年6月14日)での決議状況 (取得期間 2024年6月18日~2024年9月30日)	140,000	70,000,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	140,000	49,176,000
残存決議株式の総数及び価額の総額	-	20,824,000
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	-	29.75
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	-	29.75

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(単元未満株式の売渡請求による売渡)	-	-	-	-
保有自己株式数	292,105	-	292,105	-

3【配当政策】

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要事項として位置づけ、中長期的な企業価値向上と持続的な企業成長を実現するために必要な内部留保を維持しつつ、利益還元していくことを資本政策の基本方針としております。配当政策につきましては、業績の推移・財務状況、今後の事業・投資計画等を総合的に勘案し、内部留保とのバランスを図りながら検討してまいります。

当事業年度におきましては、財務基盤の安定を最優先とすべきとの判断から、無配といたしました。

なお、当社の剰余金の配当は、中間配当および期末配当の年2回を基本的な方針としております。また、配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会としております。なお、当社は「取締役会の決議によって、毎年4月30日を基準日として中間配当をすることができる。」旨を定款に定めております。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

本有価証券報告書提出日現在、グループを形成する連結子会社は存在していませんが、将来に向けた子会社設立等の可能性に鑑み、当社および子会社を対象とした当社グループとしてのコーポレート・ガバナンス体制について記載をしております。

1. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスに求められる重要なポイントとして、「経営の透明性」、「経営の説明責任」および「法令等の遵守」を挙げております。

取締役会および監査役会においては、効率性および適法性のチェックに重点を置いた経営のモニタリングを実施できる体制を維持することが重要と考えております。

一方、経営の執行者による企業内統治である「内部統制」については、経営の有効性と効率性、財務報告の信頼性、コンプライアンスの向上と確保に重点を置いた全社的な内部統制システムの構築を進めてまいります。

これら株主価値の向上を目指すコーポレート・ガバナンスの取組みは、これを支える内部統制システムが有効に機能し、相互に連携することで実効性を発揮するものと考えており、企業活動全ての基礎をなすコンプライアンスを最重要視し、当社に属する全ての役員、従業員および派遣社員等に徹底すべきものと考えております。

2. 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

企業統治の体制の概要

当社における企業統治の体制は、経営方針等の重要事項に関する意思決定機関として取締役会を設置し、経営を監視する仕組みとして監査役会を設けております。

取締役会は男性のみで構成され、社外取締役1名を含む7名体制となっており、監査役会は常勤監査役1名に社外監査役2名を加えた3名体制としております。

当社は、取締役会を毎月1回開催し、重要事項の付議および業績等に関する報告を行うとともに、グループ会社である子会社の運営状況等を含め、総括的な経営実態について担当役員自らが報告を行う体制を整えております。

また、取締役会において決定された経営上の意思決定は、各執行役員により関係部門責任者に伝達されることによって事業運営の迅速化、効率化および内部統制、事業リスク等への対応に取り組むとともに、「経営の透明性」、「経営の説明責任」、「法令等の遵守」等、適法性のチェックに重点を置いたコンプライアンス体制の構築と維持に努めております。

また監査役は、毎月開催される監査役会および取締役会に参加する他、常勤監査役は経営会議等の業務執行に係る重要会議に参加しており、取締役と同様の情報に基づいた監査が実施できる環境となっております。また、監査役と代表取締役社長との定期的な会合の場を設けることにより、監査役自らが業務の執行状況を直接把握する体制を整えております。

なお、当社は執行役員制度を導入しております。当社の組織形態は、「監査役会設置会社」を採用しており、法的な意味での「指名委員会等設置会社」ではありませんので、指名委員会等設置会社に代表される業務執行と監督機能を組織的に分離するのではなく、監査役会の設置を前提として取締役会が監督機能を有する仕組みが有効であると考えていることによるものであります。

また、コーポレート・ガバナンス体制の充実および取締役会の実効性に関する分析・評価による監督機能の強化を図るため、取締役および執行役員の指名・報酬に係る評価・決定のプロセスの透明化および客観性を高めるため、また、当社と支配株主との取引において、少数株主の利益を保護するため、コーポレート・ガバナンスのより一層の充実を図ることを目的に、任意の委員会であるガバナンス委員会、指名報酬委員会および特別委員会を設置しております。有価証券報告書提出日現在、ガバナンス委員会および指名報酬委員会とも3名以上の取締役および執行役員で構成され、委員長を社外取締役としており、特別委員会は3名以上の社外取締役および社外監査役で構成されております。ガバナンス委員会は原則として年4回以上、指名報酬委員会は年1回以上、特別委員会は適宜開催し、取締役会の諮問機関として、ガバナンス委員会においては、ガバナンスおよび経営上の重要な事項に関する審議を行い、指名報酬委員会においては、取締役候補者の指名および取締役の解任、執行役員候補者の指名等についての審議を行い、特別委員会においては、支配株主との利益相反リスクについて適切に審議・検討を行い、取締役会はその答申を尊重することとしております。

今後も、2015年6月1日より上場企業に適用された金融庁と証券取引所によるコーポレートガバナンス・コードに鑑み、一層的確かつ効率的な経営判断や業務執行を行うべく、引き続き経営機構等を始めとしたコーポレート・ガバナンス体制の充実を図ってまいります。

[会社の機関の名称および構成員]

役職名	氏名	取締役会	監査役会
代表取締役社長	重 富 崇 史		
取締役会長	澤 田 大 輔		
取締役	金 一 寿		
取締役	永 田 豊 志		
取締役	平野井 順 一		
取締役	高 橋 卓		
社外取締役	村 井 守		
常勤監査役	茶 谷 喜 晴		
社外監査役	安 倉 史 典		
社外監査役	西 尾 公 伸		

は構成員、 は当該議長に該当する者

当該体制を採用する理由

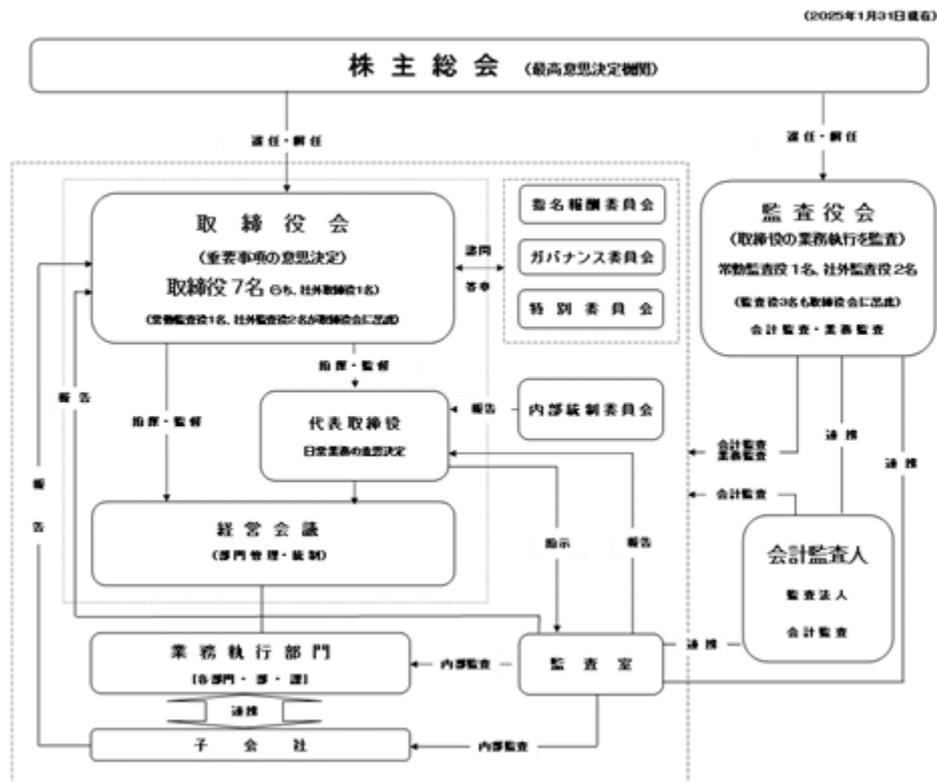
当社は、会社から独立した立場での意見の表明と経営の監視等を客観的に行うため、弁護士その他、企業経営者として豊富な経験を持った独立役員たる社外監査役2名を選任しております。

当該体制を採用することにより、社外の豊富な見識を取り入れることで、取締役の業務執行の監視を行うとともに、監査役監査を定期的実施することで経営監視の機能面においても十分にその機能を発揮するものとの考えから当該体制を採用しております。

また、企業統治体制の整備と強化を図るべく、2025年1月30日開催の第37期定時株主総会において、社外役員（会社法施行規則第2条第3項第5号）に該当する社外取締役（会社法第2条第15号）1名を選任しております。

今後も、社外取締役および社外監査役は、当社の経営に対し、会社から独立した立場での意見表明と監査を行うことによって、より適正な経営体制を推進する役割を担うものとの考えから当社は、現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択しております。

図表) 業務執行・監査の仕組み、内部統制の仕組みの模式図



3. 企業統治に関するその他の事項

内部統制システムの整備の状況

当社は、内部統制システムの適切な構築と整備・運用が重要な経営課題であるとの認識から、2006年1月20日の経営会議において、内部統制システムの構築と整備に向けた「内部統制委員会」を設置いたしました。また、2006年5月19日に開催された取締役会において、内部統制システム構築に関する以下の基本方針を決定し、2020年6月29日開催の取締役会において、その一部を改定することを決議いたしました。

当社は、経営の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、コンプライアンスの向上と確保等の観点から不都合が生じる恐れのある場合は、適時社長に報告する体制を整備する等、内部統制システムの最適化を図ることにより、適切なる対策に当たらせるよう努めております。

イ. 職務執行の基本方針

当社グループは、行動ポリシーである「ビヨンド・イマジネーション」のもとに、当社グループに属する全ての取締役、監査役および使用人（使用人＝社員、嘱託社員、契約社員、その他の業務に従事するすべての者）が、「法令と社会倫理の遵守」を、企業活動を行う基本とする事を徹底する。

当社グループは、適正な業務執行のための体制を整備・運用することが重要な経営の責務であると認識し、係る内部統制システム体制について、社会情勢、経済情勢、その他の環境変化に応じ不断の見直しを行い、その改善と充実を図る。

ロ. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社グループが企業として存立を維持継続するためには、コンプライアンスの徹底が必要不可欠であると認識しており、法令と社会倫理の遵守を図るべく、当社の行動ポリシーである「ビヨンド・イマジネーション」のもとに「コンプライアンス・マニュアル」を整備し、当社グループに属する全ての取締役および使用人が公正で高い倫理観に基づいた企業活動を行うことを徹底するために以下の体制を整備する。

コンプライアンス全体に関する総括責任者として、取締役会においてコンプライアンス担当役員を任命し、所管の各部門を中心にコンプライアンス体制の整備、維持にあたる。

コンプライアンス担当役員は、企業の行動規範の基本原則である「コンプライアンス・マニュアル」を通じて、法令と社会倫理の遵守について当社グループに属する全ての使用人に対し徹底を図る。

監査室は、コンプライアンス体制の調査、法令並びに定款上の問題の有無を調査し取締役会に報告する。

取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

「法令」、「定款」、「社内規程」、「コンプライアンス・マニュアル」等の遵守について、違反行為等を認知した場合、取締役および使用人等の通報する「内部通報窓口」を設置する。

ハ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、当社グループの取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が職務権限規程に基づき決裁した文書等、取締役の職務の執行に係る情報を正確に記録・保存するために以下の体制を整備する。

取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理についての総括責任者として、取締役会においてコンプライアンス担当役員を任命する。

取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理は、「取締役会規程」、および「文書管理規程」に定め、これに従い当該情報についての所管の部門が文書または電磁的媒体に情報を記録し整理・保存を行う。

取締役の職務の執行に係る情報については、必要に応じて取締役、監査役、会計監査人が閲覧、複写可能な状態にて整理・保存を行う。

監査室は、取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理について、関連諸規程に準拠して実施されているかについて監査し、必要に応じて取締役会に報告する。

ニ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社グループの様々な損失の危険に対して、危険の大小や発生可能性に応じ、事前に適切な対応策を準備する等により、損失の危険を最小限にするために以下の体制を整備する。

日常における損失の危険等リスク全般の管理についての総括責任者として、取締役会においてリスク管理担当役員を任命し、各部門の担当役員とともに、カテゴリーごとのリスクを体系的に管理するため、既存の「経理規程」、「与信管理規程」等を充実整備する。

経営に重大な影響を与えるリスクが発生または発生が予測される場合は、代表取締役を対策本部長とし、リスク管理担当役員を副本部長とする「リスク対策本部」を設置するとともに、顧問弁護士等を含む外部アドバイザーチームの組成を行い、損害の拡大を防止し損害を最小限に止める体制を整備する。

監査室は、各部門におけるカテゴリー毎のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役会または経営会議に報告する体制を整備する。

ホ．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、当社グループを取り巻く社会情勢、経済情勢、その他の環境変化に対応した社会全体の将来ビジョンに対応するため、中期経営計画および単年度の経営計画を策定し、経営計画を達成するために取締役の職務権限と担当業務を明確にし、職務の執行を効率的に行うために以下の体制を整備する。

中期経営計画および単年度の経営計画に基づいた各部門の目標に対し、取締役の職務の執行が効率的に行われるよう経営上において発生する重要課題等に対処するため、取締役会を毎月1回以上開催する他、常勤の役員は必要に応じて重要な意思決定に関して、迅速に情報の交換を行う体制を構築することにより、取締役会が効率的な職務執行状況を相互に監督する体制を整備する。

各部門の担当役員は、経営計画に基づき担当部門として実行すべき具体的な施策および効率的な業務遂行体制を決定し、その遂行状況を取締役会において定期的に報告させる体制を整備する。

取締役は、法令と社会倫理を遵守し、経営目標の達成に向けて職務を遂行し、取締役会がその実績について管理を行う体制を整備する。

ヘ．当社及び子会社からなる企業集団（当社グループ）における業務の適正を確保するための体制

当社は、「コンプライアンス・マニュアル」に従い、当社グループに属する全ての取締役および使用人が公正で高い倫理観に基づいた企業活動を行うとともに、業務の適正を確保するための以下の体制を整備する。

取締役会は、毎月1回以上、グループ会社の運営状況等を含め、総括的な経営実態について担当役員自らが報告を行う体制を整えとともに、グループ会社間における重要課題等に対処するための連携体制を構築する。

取締役および監査役は、子会社の経営管理状況を客観的に把握するため、子会社が起案する稟議書、報告書等の重要文書に対する閲覧権を確保するとともに、子会社の取締役を始めとする役員および従業員との連携を通じた経営管理体制を整備する。

監査室は、子会社に対し定期的または臨時に業務等の監査を行うことにより、カテゴリー毎のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役会および監査役会に報告する体制を整備する。

ト．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

当社は、当社の規模から当面監査役の職務を補助する使用人は置かない。監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、その要請に対応すべく以下の体制を整備する。

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、取締役会は監査役と協議のうえ必要に応じ、監査室要員を、監査役を補助すべき使用人として指名することが出来るものとする。

監査役がその職務の遂行のために指定する使用人の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については、監査役会の同意を得たうえで決定するものとし、取締役からの独立性を確保する体制を整備する。

監査役による当該使用人への指示に基づく活動に対し、実効性のある協力体制を整備する。

チ．取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社は、取締役および使用人が業務または業績に著しい影響のある事実、並びに不正行為や違法行為等のコンプライアンスに反する事項を認識した場合の他、取締役会に付議すべき重要な事項と決定事項、その他重要な会議での決定事項、重要な会計方針・会計基準の変更、内部監査の実施状況、月次決算報告、その他必要な重要事項について、監査役に報告する体制を整備する。

リ．子会社の役員及び使用人が監査役に報告をするための体制

子会社の取締役および使用人が当該子会社、並びに当社グループ全体において、重大な影響のある決定事項等、または業績に著しい影響のある事実、並びに不正行為や違法行為等のコンプライアンスに反する事項を認識した場合について、監査役に報告する体制を整備するとともに、当該事実の発生や恐れのある事象について、監査役への報告を理由に不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を整備する。

ヌ．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役の監査が実効的に行われることを確保するために以下の体制を整備する。

監査役は、代表取締役社長と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について意見交換を行う。

監査役は、監査室と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて監査室に調査を求める。

監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見および情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。

監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会および経営会議等の重要な会議に出席するとともに、稟議書等の業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役および使用人に説明を求める。

監査役がその職務の執行について、費用の前払い等を請求した場合は、当該請求に係る費用または債務の発生が当該監査役の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務の請求処理を実行する。

ル．反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、反社会的勢力による経営活動への関与を一切拒絶し、健全な会社経営を行うために以下の事項を遵守する体制を維持整備する。

市民社会の秩序や安全に脅威を与え、経済活動に障害となる反社会的勢力・団体等に対し、関係を一切持たない。

反社会的勢力から不当な要求を受けた場合、金銭等による安易な妥協や解決をしない。

反社会的勢力とは、合法・非合法に係わらず、また名目の如何を問わず一切取引を行わない。

企業活動において、反社会的勢力を利用しない。

リスク管理体制の整備の状況

当社は、株主利益の観点から、経営管理体制として業務執行を監督する機能の分別化と強力化を図るため、取締役会と監査役会が、経営者たる代表取締役および取締役を監視・監督するシステムを採用しており、株主総会が取締役および監査役を選任し、選任された取締役によって構成される取締役会は代表取締役を選任し、各取締役の職務の執行状況について互いに監督するとともに、監査役会は取締役および代表取締役の職務の執行を監査するダブルチェックの体制を採用しております。

当社の取締役会は、男性のみで構成された7名の取締役による取締役会を毎月1回開催し、重要事項の付議および業績等に関する報告を行うとともに、グループ会社である子会社の運営状況等を含め、総括的な経営実態について担当役員自らが報告を行う体制を整えており、当該体制のもとに決定された経営上の重要な意思決定は、各執行役員により関係部門責任者に伝達されることで事業運営の迅速化および効率化並びに内部統制、事業リスク等への対応に取り組んでおります。

また、コーポレート・ガバナンス体制の充実および取締役会の実効性に関する分析・評価による監督機能の強化を図るため、取締役および執行役員の指名・報酬に係る評価・決定のプロセスの透明化および客観性を高めるため、また、当社と支配株主との取引において、少数株主の利益を保護するため、コーポレート・ガバナンスのより一層の充実を図ることを目的に、任意の委員会であるガバナンス委員会、指名報酬委員会および特別委員会を設置しております。有価証券報告書提出日現在、ガバナンス委員会および指名報酬委員会とも3名以上の取締役および執行役員で構成され、委員長を社外取締役としており、特別委員会は3名以上の社外取締役および社外監査役で構成されております。ガバナンス委員会は原則として年4回以上、指名報酬委員会は年1回以上、特別委員会は適宜開催し、取締役会の諮問機関として、ガバナンス委員会においては、ガバナンスおよび経営上の重要な事項に関する審議を行い、指名報酬委員会においては、取締役候補者の指名および取締役の解任、執行役員候補者の指名等についての審議を行い、特別委員会においては、支配株主との利益相反リスクについて適切に審議・検討を行い、取締役会はその答申を尊重することとしております。

さらに当社では、取締役会の他、各部門の現状把握や事業リスク等の情報が速やかに経営判断に活かされるよう、原則として毎月1回、各取締役および執行役員で構成される経営会議を開催し、懸案事項に対する対策や対応状況等について、各取締役および執行役員が情報の共有化を図れる体制を整えております。

なお、当社といたしましては、現在男性取締役のみの取締役会構成となっており、リスク管理面や取締役会のダイバーシティー（多様性）確保の観点からも早急な対応が必要と認識しております。

今後、社内外を始めとした各方面より、当社のコーポレート・ガバナンス体制に合致した人材の確保に努めることで取締役会のダイバーシティーの確保を図ってまいります。

反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体とは一切の関係を遮断し、断固として対決することを明文化した「コンプライアンス・マニュアル」を2006年9月に整備し、各種法令等の改正の都度改定作業を行い、すべての取締役、監査役および使用人が、公正で高い倫理観に基づいた企業活動を行うことを徹底するため、取締役、監査役および使用人に対して、「法令」、「定款」、「社内規程」等の遵守についてのコンプライアンス教育研修を実施しております。

また、反社会的勢力・団体に対する対応部署を定め、管轄警察署をはじめ、関係機関が主催する連絡会等、その他外部の専門機関に加入し指導を仰ぐとともに、講習への参加等を通じ情報収集・管理に努めております。

4. 会社のコーポレート・ガバナンスの充実にに向けた取組みの最近1年間における実施状況

当社では、2006年5月19日に開催された取締役会において、内部統制システムの構築に関する基本方針を決定し、法令と社会倫理の遵守を図るべく「内部統制委員会」を発足し、毎月1回取締役、常勤監査役および関係部門責任者の出席のもと、コンプライアンス事項に関係する情報の共有等を含め、啓蒙活動に努めてまいりました。

また、同委員会を中心に「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、法令改正等が行われる都度、改定作業を実施してまいりました。

「コンプライアンス・マニュアル」の改定等に伴い、最新の法令や遵守事項等について、すべての取締役、監査役および使用人がこれを認識し、公正で高い倫理観に基づいた企業活動を行うことを徹底するため、「内部統制委員会」を中心に、「内部統制およびインサイダー取引」、「個人情報保護」について、研修会を実施いたしました。

「法令」、「定款」、「社内規程」、「コンプライアンス・マニュアル」等の遵守については、違反行為等のリスク情報の早期把握と従業員からの相談窓口として、「公益通報者保護法」制定の趣旨に則り、社外の弁護士を含めたコンプライアンスに関する報告・相談ルートを整備し、「内部通報窓口」の設置等により、コンプライアンスの遵守に向けた啓蒙活動を実施しております。また、独立役員である社外取締役および社外監査役の選任に際しては、選定の基準として制定した「社外取締役および社外監査役を選任するための独立性に関する基準（独立役員選任基準）」を基に選任しております。

5. 取締役の定数

当社の取締役は、9名以内とする旨を定款で定めております。

6. 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めております。

また、取締役の選任決議については、累積投票によらない旨、定款で定めております。

7. 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等である者を除く。）および各監査役とは、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

8. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の役員等（取締役、監査役又は執行役員）であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の損害賠償金および争訟費用等の損害が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、一定額に至らない損害の場合には填補の対象としないこととしております。

9. 株主総会決議事項を取締役会で決議することが出来る事項およびその理由

自己株式の取得

当社は、自己株式の取得について、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって自己株式を取得することができる旨を定款で定めております。

このような定款の規定を設けた理由につきましては、企業環境の変化に対応し機動的な資本政策の遂行を可能とするためであります。

中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって、毎年4月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款で定めております。

このような定款の規定を設けた理由につきましては、株主への機動的な利益還元を可能とするためであります。

取締役および監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって会社法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）および監査役（監査役であった者を含む。）の賠償責任を法令の定める限度において免除することができる旨を定款で定めております。

このような定款の規定を設けた理由につきましては、取締役および監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たす環境を整備するためであります。

10. 株主総会の特別決議要件を変更した内容およびその理由

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。

このような定款の規定を設けた理由につきましては、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うためであります。

11. 取締役会の活動状況

当事業年度において当社は、取締役会を合計15回開催しており、個々の取締役および監査役の出席状況については次のとおりです。なお、15回の取締役会の開催回数その他、会社法第370条および当社定款第25条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

区分	氏名	取締役会出席状況
代表取締役会長	平野井 順 一	全15回中15回
代表取締役社長	有 馬 知 英	全15回中15回
取締役	永 田 豊 志	全15回中14回
取締役	高 橋 卓	全15回中15回
取締役	加 藤 文 也	全15回中15回
社外取締役	村 井 守	全15回中15回
常勤監査役	茶 谷 喜 晴	全15回中15回
社外監査役	加 藤 清 和	全15回中15回
社外監査役	安 倉 史 典	全15回中15回

取締役会における具体的な検討内容としましては、事業計画の策定、重要な業務執行の意思決定、中期経営計画の進捗を含む業務執行の状況の監督、ガバナンス・内部統制に関する検討等を行いました。

12. 指名報酬委員会の活動状況

当事業年度において当社は、指名報酬委員会を合計2回開催しており、個々の委員の出席状況については次のとおりです。

区分	氏名	指名報酬委員会出席状況
代表取締役会長	平野井 順 一	全2回中2回
代表取締役社長	有 馬 知 英	全2回中2回
取締役	永 田 豊 志	全2回中2回
社外取締役	村 井 守	全2回中2回

指名報酬委員会における具体的な検討事項は、以下のとおりです。

- ・取締役候補者・執行役員候補者選任
- ・報酬設定
- ・指名報酬委員会およびガバナンス委員会の委員長選任

13. ガバナンス委員会の活動状況

当事業年度において当社は、ガバナンス委員会を合計4回開催しており、個々の委員の出席状況については次のとおりです。

区分	氏名	ガバナンス委員会出席状況
代表取締役会長	平野井 順 一	全4回中4回
代表取締役社長	有 馬 知 英	全4回中4回
取締役	永 田 豊 志	全4回中4回
取締役	高 橋 卓	全4回中3回
取締役	加 藤 文 也	全4回中4回
社外取締役	村 井 守	全4回中4回
常勤監査役	茶 谷 喜 晴	全4回中4回
社外監査役	加 藤 清 和	全4回中3回
社外監査役	安 倉 史 典	全4回中4回
上席執行役員	寺 口 洋 一	全1回中1回(注)
上席執行役員	重 富 崇 史	全4回中4回

(注) 寺口洋一氏は2024年1月開催の第36期定時株主総会後開催の取締役会最終時に退任しており、開催回数および出席回数は退任までの回数であります。

ガバナンス委員会における具体的な検討事項は、以下のとおりです。

- ・コーポレートガバナンス・コードの各原則(コンプライ、エクスプレイン)
- ・コーポレートガバナンス報告書の現状と課題
- ・取締役会の実効性評価のアンケート内容

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性 10名 女性 0名 (役員のうち女性の比率0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
代表取締役社長	重富 崇史	1978年12月3日生	2002年9月 株式会社NOVA 入社 2007年1月 株式会社メディックス 入社 2007年6月 当社 入社 2016年1月 出向 HKNT.CO.,LIMITED 董事長 2018年5月 当社 執行役員 企画財務本部 経理財務部長 2022年7月 当社 上席執行役員 リユース事業推進本部長 2023年12月 当社 上席執行役員 営業本部 サプライチェーン統括部長 兼 グローバル営業部長 2024年12月 当社 上席執行役員 法人営業統括部長 兼 グローバル営業部長 兼 モバイルリファビッシュセンター統括 2025年1月 当社 代表取締役社長(現任)	(注)3	100
取締役会長	澤田 大輔	1976年4月6日生	1996年12月 個人事業主として開業 2018年1月 株式会社DSG1 代表取締役(現任) 2023年6月 フューチャーベンチャーキャピタル株式会社取締役会長 2023年11月 フューチャーベンチャーキャピタル株式会社代表取締役会長 兼 社長(現任) 2024年10月 AIフュージョンキャピタルグループ株式会社代表取締役社長(現任) 2025年1月 当社 取締役会長(現任)	(注)3	-
取締役	金 一 寿	1977年1月2日生	2005年12月 有限責任あずさ監査法人 入所 2012年4月 金一寿公認会計士事務所および金一寿税理士事務所代表(現任) 2023年6月 フューチャーベンチャーキャピタル株式会社社外取締役 2024年6月 フューチャーベンチャーキャピタル株式会社常務取締役(現任) 2024年10月 AIフュージョンキャピタルグループ株式会社常務取締役(現任) 2025年1月 当社 取締役(現任)	(注)3	-
取締役	永田 豊志	1966年1月19日生	1988年4月 株式会社リクルート 入社 2003年5月 株式会社スマートイメージ設立 代表取締役 2005年11月 株式会社ショーケース・ティービー(現 株式会社ショーケース) 代表取締役 2006年4月 同社 取締役 2015年4月 同社 取締役副社長 2016年3月 合同会社TRIPLEX 代表社員(現任) 2017年8月 株式会社Showcase Capital 代表取締役社長 2019年1月 株式会社ショーケース 代表取締役社長 2022年7月 当社 代表取締役会長CEO 2024年1月 株式会社ショーケース 代表取締役会長(現任) 2024年1月 当社 取締役(現任) 2024年9月 Open Bridge Solutions SDN.BHD Managing Director(現任)	(注)3	-
取締役	平野井 順一	1976年1月9日生	1998年4月 若築建設株式会社 入社 2016年10月 株式会社ソフトフロントホールディングス 入社 グループ業務推進室長 2018年6月 同社 取締役 2018年10月 同社 代表取締役社長 2019年6月 株式会社ショーケース 入社 経理・財務部 部長 2019年7月 同社 執行役員CFO 兼 経理・財務部長 株式会社Showcase Capital 執行役員CFO 2020年3月 ブラップノード株式会社 監査役 2021年3月 株式会社ショーケース 取締役CFO 兼 コーポレート本部担当役員 2022年4月 株式会社Showcase Capital 代表取締役(現任) 2022年7月 当社 取締役CFO 2024年1月 株式会社ショーケース 代表取締役社長(現任) 2024年1月 当社 代表取締役会長 2025年1月 当社 取締役(現任)	(注)3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
-----	----	------	----	----	----------

取締役	高橋 卓	1968年7月10日生	2009年10月 株式会社ヒューマントラスト 取締役 2017年10月 エールスペック株式会社 専務取締役 兼 COO 2021年1月 CX0倶楽部株式会社 代表取締役(現任) 2021年2月 株式会社ショーケース 顧問(現任) 2022年7月 当社 取締役(現任) 2023年2月 株式会社エフェクチュアル 社外取締役(現任) 2023年6月 社団法人東京ニュービジネス協議会 理事(現任) 2024年6月 株式会社Warranty Technology 社外取締役(現任) 2024年7月 CX0コンサルティング株式会社 代表取締役(現任) 2024年9月 Zenken株式会社 社外監査役(現任)	(注)3	-
取締役	村井 守	1954年12月12日生	1979年4月 日本電信電話公社 (現 日本電信電話株式会社) 入社 2009年6月 西日本電信電話株式会社 取締役 2011年6月 株式会社エヌ・ティ・ティ マーケティングアクト (現 株式会社NTTマーケティングアクトProCX) 代表取締役 2015年6月 テルウェル西日本株式会社 代表取締役 2018年6月 西日本電信電話株式会社 常勤監査役 2020年7月 日本通信機器株式会社 顧問(現任) 2021年4月 日本コムネット株式会社 社外取締役(現任) 2022年4月 株式会社AGEST 顧問(現任) 2023年1月 当社 取締役(現任)	(注)2 (注)3	-
監査役 (常勤)	茶谷 喜晴	1960年12月12日生	1983年4月 日本エスアイシー株式会社 入社 1993年11月 タイヘイ株式会社 入社 1994年4月 当社入社 2007年7月 当社 取締役執行役員 経営企画部長 2010年5月 当社 取締役執行役員 管理本部長 兼 経営企画部長 2010年7月 当社 執行役員 管理本部長 兼 経営企画部長 2013年7月 当社 取締役執行役員 管理本部長 兼 経営企画部長 2014年6月 当社 取締役執行役員 経理財務本部長 2014年9月 当社 取締役執行役員 経理財務本部長 兼 HKNT CO., LIMITED 董事長 2015年3月 当社 取締役執行役員 経理財務本部長 2016年7月 当社 常勤監査役(現任)	(注)4	5,600
監査役	安倉 史典	1954年3月25日生	1977年4月 東京芝浦電気株式会社(現 株式会社東芝) 入社 2004年4月 東芝コンシューママーケティング株式会社 転籍 2009年4月 東芝エルイートレーディング株式会社 入社 2012年5月 同社 代表取締役社長 就任 2014年5月 同社 顧問 就任 2015年6月 東芝コンシューママーケティング株式会社 常勤監査役 就任 2017年7月 当社 監査役(現任)	(注)1 (注)5	-
監査役	西尾 公伸	1983年8月1日生	2011年12月 弁護士登録(第二東京弁護士会) Authense法律事務所 入所 2016年7月 Authense法律事務所 弁護士統括(現任) 2018年5月 東京圏雇用労働相談センター相談員(現任) 2021年11月 株式会社DATAFLUCT 監査役(現任) 2022年3月 株式会社ユニバーサルスポーツジャパン 監査役(現任) 2024年3月 日本エクイティバンク株式会社 代表取締役(現任) 2024年6月 株式会社ハンモック 監査役(現任) 2025年1月 当社 監査役(現任)	(注)1 (注)5	-
計					5,700

- (注) 1. 監査役安倉史典および西尾公伸は、社外監査役であります。
2. 取締役村井守は、社外取締役であります。
3. 取締役の任期は、2025年1月30日開催の第37期定時株主総会終結の時から2025年10月期に係る第38期定時株主総会終結の時までであります。
4. 監査役任期は、2024年1月30日開催の第36期定時株主総会終結の時から2027年10月期に係る第40期定時株主総会終結の時までであります。
5. 監査役任期は、2025年1月30日開催の第37期定時株主総会終結の時から2028年10月期に係る第41期定時株主総会終結の時までであります。
6. 当社では、取締役会の意思決定機能と業務執行者による業務執行機能を分離し、機動的かつ効率的な経営を行うとともに、コーポレート・ガバナンスを始めとする内部統制機能を充実・強化することを目的として、執行役員制度を導入しております。

なお、執行役員は3名で構成されております。

氏名	役職名
吉田 祥生	上席執行役員 商品統括部長 兼 調達営業部長 兼 商品部長 兼 EC・WEBメディア営業部長 兼 モバイルリファビッシュセンター 副統括
堀 貴洋	執行役員 リユース営業統括部長 兼 リユース営業部長
大熊 祐太	執行役員 事業開発室長 兼 コーポレート統括部 DX推進&情報システム部長

社外役員の状況

当社におきましては、社外取締役1名および社外監査役2名を選任しております。

当社では、豊富な経験と深い見識を有し、かつ、独立性を有する者を独立役員とするために、2014年5月30日開催の取締役会において、金融商品取引所の定める独立役員に係る規程を準用し、「社外取締役および社外監査役を選任するための独立性に関する基準（独立役員選任基準）」を制定いたしました。

また、2025年1月30日開催の第37期定時株主総会において、社外役員（会社法施行規則第2条第3項第5号）に該当する社外取締役（会社法第2条第15号）1名を選任いたしました。

社外監査役2名は、安倉史典においては経営者としての豊富な経験を有していること、また西尾公伸においては弁護士としての専門性を有していることに加え、経営に対する客観的な中立性に鑑み、当社の社外監査役として適任であるとともに、取引所が規定する役員の属性についてのチェック項目に該当するものがないことから独立役員として指定しております。

社外取締役村井守は、日本コムネット株式会社の社外取締役に就任しており、また、社外監査役西尾公伸は、Authense法律事務所の弁護士統括に就任しております。当社と社外取締役および社外監査役との間において、人的関係、資本的关系又は取引関係、その他利害関係は一切ありません。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

当社は、独立した組織として社長直属の監査室を設置しており、監査室の人員は監査室長1名となっております。監査役や会計監査人との連携のもとに計画的な監査を実施することにより、内部管理体制の継続的な改善に努めております。

監査役監査としましては、常勤監査役1名と独立性の高い独立役員たる社外監査役2名による計3名での監査体制を採用しており、社外監査役には弁護士としての専門性や経営者としての豊富な経験を有している要員を配し、取締役会への出席の他、常勤監査役による重要な決裁文書の閲覧結果等について、監査役会を通じて相互に情報の共有化を図りつつ、監査室および関係者からのヒアリング等を通じて、取締役の業務の執行状況、財産管理状況等について期中監査を行ったうえで、これらの情報を踏まえ期末の監査を実施しております。

また、会社法および金融商品取引法に基づく監査としましては、RSM清和監査法人と監査契約を締結し会計監査を受けております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

a. 監査役監査の組織、人員、手続

当社は、監査役会設置会社であり、常勤監査役1名と独立性の高い独立役員たる社外監査役2名を加えた計3名により監査役会を構成し、監査役監査を実施する体制を採用しております。

社外監査役の選任に際しては、当社の監査役選任に関する基本方針に基づき、法律に関する高度な専門性や、会計に関する相当程度の知見に加え、経営者として企業経営に関する高い見識を有することを基軸として候補者を選任し、経営に対し常に客観的かつ中立的な観点に沿って監査が実施できる体制を整えております。

監査活動において社外監査役は、取締役会への出席および各事業場への往査の他、常勤監査役による重要な決裁文書の閲覧結果等について、監査役会を通じて相互に情報の共有化を図りつつ、監査室および関係者からのヒアリング等を通じ取締役の業務の執行状況や、財産管理の状況等についての期中監査を行い、これらの情報を踏まえ期末の監査を実施しております。

3名の監査役は、毎月開催される監査役会および取締役会に参加する他、常勤監査役は経営会議等の業務執行に直接関係する重要会議に参加しており、取締役と同様の情報に基づいた監査が実施できる環境となっております。また、各監査役は代表取締役社長と定期的な会合を持つことにより、監査役自らが業務の執行状況を直接把握する体制を整えております。

また、各監査役は、会計監査人より会計監査の結果を聴取し、監査の充実を図るとともに、四半期末および事業年度末の他、必要に応じて会計監査人に対し、業務上や会計上の意見や情報について報告を求めるとともに、社内においては独立した組織として社長直属の監査室を設置し、計画的な監査を実施することで内部管理体制の継続的な改善に努めており、監査役と監査室との緊密な連携を保つことにより監査役監査の実効性の確保が出来る体制を整えております。

なお、監査役3名のうち常勤監査役である茶谷喜晴は、経理および財務部門で10年以上に亘る豊富な経験を持ち、会計に関する相当程度の知見を有しております。社外監査役である安倉史典は、経営者として豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営に対し客観的かつ中立的な立場で経営監視を行う機能を担っております。社外監査役である西尾公伸は、弁護士の資格を有しており、その職業倫理の観点より経営監視を実施することで、リスクマネジメントおよびコンプライアンスの観点において、当社の企業倫理確立のための体制づくりに寄与しております。

b. 監査役及び監査役会の活動状況等

イ. 監査役会の開催頻度及び活動状況

監査役会は、毎月1回開催される他、必要に応じて随時招集されております。当事業年度においての監査役会は合計15回開催されております。

また、一回当たりの所要時間は30分から1時間程度、各監査役の出席状況、決議事項、報告事項等については以下のとおりであります。

監査役会の開催回数等

氏名	開催回数	出席回数	出席率(%)
常勤監査役 茶 谷 喜 晴	15回	15回	100.0
監査役 加 藤 清 和	15回	15回	100.0
監査役 安 倉 史 典	15回	15回	100.0

決議事項：12件

- ・2024年10月期「第37期」会計監査人の選任、解任、不再任に関する審議の件
- ・2023年10月期「第36期」事業年度の監査役会監査報告書の件
- ・2023年10月期「第36期」定時株主総会議案および参考書類監査の件
- ・2024年10月期「第37期」事業年度の監査役監査方針および監査計画案の承認の件
- ・2024年10月期「第37期」事業年度における会計監査人の報酬等に関する審議の件
- ・監査役候補者の選任議案に関する審議の件
- ・他、6件

報告事項：42件

- ・ 四半期毎の内部通報制度の整備・運用状況調査に関する監査報告
- ・ 四半期毎の契約書、稟議書、重要文書等の情報管理に関する監査報告
- ・ 四半期毎の監査役による四半期報告書、四半期決算短信等の開示文書監査に関する報告
- ・ 事業年度の内部統制システム構築の基本方針に基づく整備・運用状況に関する監査報告
- ・ 四半期毎の会計監査人による決算レビュー報告
- ・ 不正リスク予防、法令順守体制に関する監査報告
- ・ 2024年10月期「第37期」損失危機管理体制の整備・運用状況に関する監査報告の件
- ・ 他、35件

ロ．監査役の主な活動状況

監査役は、取締役会に出席し、議事運営や決議の内容を監査し、必要に応じて意見の表明を行っております。当事業年度における取締役会は合計15回開催され、各監査役の出席状況等については、以下のとおりであります。なお、以下の取締役会の開催回数その他、会社法第370条および当社定款第25条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

常勤監査役は経営会議等の業務執行に直接関係する重要会議に参加しており、取締役と同様の情報に基づいた監査が実施できる環境となっております。また、各監査役は代表取締役社長と定期的な会合を持つことにより、監査役自らが業務の執行状況を直接把握しております。さらに、会計監査人による会計監査の結果について、四半期末および事業年度末の他、必要に応じ業務上や会計上の意見等について報告を求めています。

取締役会への出席状況等

氏名	開催回数	出席回数	出席率(%)
常勤監査役 茶 谷 喜 晴	15回	15回	100.0
監査役 加 藤 清 和	15回	15回	100.0
監査役 安 倉 史 典	15回	15回	100.0

会計監査人による報告会への出席状況等

氏名	開催回数	出席回数	出席率(%)
常勤監査役 茶 谷 喜 晴	4回	4回	100.0
監査役 加 藤 清 和	4回	4回	100.0
監査役 安 倉 史 典	4回	4回	100.0

内部監査の状況

当社の内部監査は、独立した組織として社長直属の監査室を設置しており、監査室の人員は監査室長1名となっております。監査役や会計監査人との連携のもと、計画的な監査を実施することにより、内部管理体制の継続的な改善に努めております。

内部監査の実効性を確保するための取組としては、監査室長は、代表取締役社長の指示に従い監査役会と連携しながら内部監査を行い、結果を代表取締役社長に報告しております。また、取締役会および監査役会にも監査室長より直接報告しており、内部監査の実効性は確保されております。

会計監査の状況

a．監査法人の名称

RSM清和監査法人

b．継続監査期間

2022年8月以降

c．業務を執行した公認会計士

指定社員 業務執行社員 武 本 拓 也
 指定社員 業務執行社員 藤 本 亮

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士12名、会計士試験合格者1名、その他5名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

当社は、適切な会計監査が遂行されるよう、以下の項目等を総合的に検討した上で会計監査人を選定しており、当事業年度においてRSM清和監査法人を選定しております。

- ・ 監査法人の品質に問題はないか
- ・ 会社法第340条第1項に該当しないか
- ・ 独立性が保持されているか
- ・ 監査チームの編成、監査遂行状況、経営者との関係等が適正であるか
- ・ 監査報酬が適正水準であるか

また、監査役会は、会計監査人の職務遂行の適切性、妥当性を考慮し、その遂行が困難であると認められる場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。なお、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役および監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を踏まえ、評価項目別に会計監査人の職務遂行状況を確認し、総合的に検討しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
17,700	-	17,700	-

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬(a.を除く)

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

監査報酬の決定に係る方針は、定めておりません。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

代表取締役および業務執行者が提案した監査公認会計士等に対する報酬に対して、当社の監査役会は、監査公認会計士等の報酬見積もりの相当性が適切であるかどうかについて、監査公認会計士等の監査計画の内容、業務執行者からの説明聴取および業務執行手続きの確認に基づいて必要な検証を行ったうえで、監査公認会計士等の報酬等の額について同意の判断をしております。

(4)【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

a. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2007年7月26日開催の第19期定時株主総会において年額1億4千万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名であります。

また、上記金銭報酬の範囲内で、2021年7月30日開催の第33期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）に対して、譲渡制限付株式報酬額として年額30万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名（うち社外取締役2名）であります。

監査役の金銭報酬の額は、2004年7月29日開催の第16期定時株主総会において年額1,500万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、2名であります。

b. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2022年7月27日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の決定に関する方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の決定に関する方針の内容の概要は次のとおりであります。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の継続的な向上を図るインセンティブとして十分な報酬体系とし、取締役の個人別の報酬の決定については、役位、職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬および非金銭報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み基本報酬のみを支払うこととする。

2. 基本報酬に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて総合的に勘案して決定するものとする。

3. 非金銭報酬等に関する方針

譲渡制限の付された当社株式を交付し、当該取締役が、継続して、当社の取締役等の地位にあったことを条件として、譲渡制限を解除することにより、譲渡制限付株式による株式報酬制度を適用することを目的とする。

4. 報酬等の割合に関する方針

報酬は、固定の金銭報酬および非金銭報酬で構成する。

5. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

固定報酬は、任期中において決定された報酬額を毎月に分けて月例の固定金銭報酬として支払う。

6. 報酬等の決定の委任に関する事項

取締役の報酬等（非金銭報酬を含む）の額については、指名報酬委員会の答申を受け、取締役会で決議する。

役員区分毎の報酬等の総額、報酬等の種別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	退職慰労金	非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く)	16,409	15,000	785	623	1
監査役 (社外監査役を除く)	6,936	6,625	311	-	1
社外役員	8,832	8,832	-	-	3

- (注) 1. 当事業年度末現在の役員の員数は、取締役(社外取締役を除く)5名、監査役(社外監査役を除く)1名、および社外役員3名(内、社外取締役1名、社外監査役2名)であります。
2. 無報酬取締役4名につきましては、含んでおりません。
3. 当社は、2024年1月30日開催の第36期定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止し、同総会終結後引き続き在任する取締役および監査役に対し、同制度廃止までの在任期間に対応した役員退職慰労金をそれぞれの退任時に支給することを、同総会で決議いたしました。なお、取締役および監査役の役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給予定額は以下のとおりであります。
- 取締役1名 11,744千円
 監査役1名 6,536千円
 合計2名 18,281千円
- (各金額には、上記表並びに過年度の事業報告において取締役および監査役の報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金繰入額として、取締役1名10,959千円、監査役1名6,225千円が含まれております。)
4. 取締役(社外取締役を除く)に対する非金銭報酬等の総額の内訳は、譲渡制限付株式623千円であります。
5. 使用人兼務取締役の使用人分給与は支給しておりません。

役員毎の報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である役員が存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準および考え方

当社は、投資株式の区分について、株式の価値の変動又は配当の受領によって利益を得ることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式、それ以外の株式を純投資目的以外の目的である投資株式(政策保有株式)に区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）に基づき作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2023年11月1日から2024年10月31日まで）の財務諸表についてRSM清和監査法人による監査を受けております。

3．連結財務諸表について

当社は、子会社が存在しないため、連結財務諸表を作成しておりません。

4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、また会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。

1【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年10月31日)	当事業年度 (2024年10月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,090,394	411,180
売掛金	253,566	472,290
商品	527,920	844,174
貯蔵品	4,267	5,785
前払費用	9,087	10,695
未収入金	1,035	871
未収消費税等	-	54,591
その他	5,626	2,243
流動資産合計	1,891,898	1,801,832
固定資産		
有形固定資産		
建物	5,776	5,776
減価償却累計額	5,776	5,776
建物(純額)	-	-
構築物	-	20
減価償却累計額	-	20
構築物(純額)	-	-
工具、器具及び備品	42,668	40,754
減価償却累計額	42,668	40,754
工具、器具及び備品(純額)	-	-
リース資産	294	294
減価償却累計額	294	294
リース資産(純額)	-	-
レンタル資産	8,710	82,194
減価償却累計額	4,243	17,210
レンタル資産(純額)	4,467	64,983
有形固定資産合計	4,467	64,983
投資その他の資産		
破産更生債権等	1,001	1,001
長期前払費用	198	-
差入保証金	21,054	21,065
貸倒引当金	1,001	1,001
投資その他の資産合計	21,253	21,065
固定資産合計	25,720	86,049
資産合計	1,917,619	1,887,882

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年10月31日)	当事業年度 (2024年10月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	21,690	26,582
短期借入金	600,000	400,000
1年内返済予定の長期借入金	39,996	39,996
未払金	33,408	18,900
未払費用	13,704	11,775
未払法人税等	3,245	2,440
未払消費税等	13,928	-
預り金	8,846	3,907
賞与引当金	4,350	3,600
その他	6,775	27,887
流動負債合計	745,945	535,089
固定負債		
長期借入金	73,346	436,673
長期末払金	-	18,281
役員退職慰労引当金	17,184	-
退職給付引当金	25,619	27,815
資産除去債務	3,562	3,565
固定負債合計	119,711	486,335
負債合計	865,657	1,021,424
純資産の部		
株主資本		
資本金	50,000	50,000
資本剰余金		
資本準備金	724,520	724,520
その他資本剰余金	358,158	358,158
資本剰余金合計	1,082,679	1,082,679
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	81,005	167,167
利益剰余金合計	81,005	167,167
自己株式	9	99,352
株主資本合計	1,051,663	866,159
新株予約権	298	298
純資産合計	1,051,961	866,457
負債純資産合計	1,917,619	1,887,882

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年11月1日 至 2023年10月31日)	当事業年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)
売上高		
商品売上高	3,974,149	4,662,811
受取手数料	115,052	69,179
売上高合計	4,089,201	4,731,991
売上原価		
期首商品棚卸高	464,586	527,949
当期商品仕入高	3,697,907	4,541,277
合計	4,162,494	5,069,227
期末商品棚卸高	527,949	844,174
差引売上原価	3,634,544	4,225,052
その他の原価	2,041	25,475
売上原価合計	3,636,585	4,250,527
売上総利益	452,616	481,463
販売費及び一般管理費		
役員報酬	32,780	31,080
給与手当	228,897	166,126
賞与引当金繰入額	4,350	3,600
役員退職慰労引当金繰入額	4,302	1,097
退職給付費用	7,306	6,626
法定福利費	41,677	30,355
雑給	45,864	49,559
広告宣伝費	6,475	6,294
地代家賃	44,615	27,177
リース料	12,560	12,151
支払手数料	85,541	109,949
旅費及び交通費	20,473	19,240
通信費	13,330	16,920
販売促進費	15,643	2,330
減価償却費	2,491	1,189
その他	71,650	61,805
販売費及び一般管理費合計	637,960	545,504
営業損失()	185,344	64,040

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年11月1日 至 2023年10月31日)	当事業年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)
営業外収益		
受取利息	7	62
受取手数料	600	-
その他	1,274	1,998
営業外収益合計	1,882	2,060
営業外費用		
支払利息	7,140	8,173
為替差損	1,706	1,808
物品売却損	-	968
棚卸資産除却損	7,747	6,401
新株予約権発行費	2,754	-
支払手数料	-	557
その他	1,306	-
営業外費用合計	20,655	17,909
経常損失()	204,118	79,890
特別利益		
受取賠償金	1,200	1,200
事業譲渡益	135,431	-
特別利益合計	136,631	1,200
特別損失		
減損損失	2 10,273	2 5,032
特別損失合計	10,273	5,032
税引前当期純損失()	77,759	83,722
法人税、住民税及び事業税	3,245	2,440
法人税等合計	3,245	2,440
当期純損失()	81,005	86,162

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2022年11月1日 至 2023年10月31日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
						別途積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	1,054,323	724,520	-	724,520	31,627	390,000	1,067,792	646,165
当期変動額								
資本金から剰余金 への振替	1,004,323		1,004,323	1,004,323				
準備金から剰余金 への振替					31,627		31,627	-
欠損填補			646,165	646,165		390,000	1,036,165	646,165
当期純損失（ ）							81,005	81,005
株主資本以外の項目の 当期変動額 （純額）								
当期変動額合計	1,004,323	-	358,158	358,158	31,627	390,000	986,786	565,159
当期末残高	50,000	724,520	358,158	1,082,679	-	-	81,005	81,005

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	9	1,132,669	-	1,132,669
当期変動額				
資本金から剰余金 への振替		-		-
準備金から剰余金 への振替		-		-
欠損填補		-		-
当期純損失（ ）		81,005		81,005
株主資本以外の項目の 当期変動額 （純額）			298	298
当期変動額合計	-	81,005	298	80,707
当期末残高	9	1,051,663	298	1,051,961

当事業年度（自 2023年11月1日 至 2024年10月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	50,000	724,520	358,158	1,082,679	81,005	81,005
当期変動額						
当期純損失（ ）					86,162	86,162
自己株式の取得						
当期変動額合計	-	-	-	-	86,162	86,162
当期末残高	50,000	724,520	358,158	1,082,679	167,167	167,167

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	9	1,051,663	298	1,051,961
当期変動額				
当期純損失（ ）		86,162		86,162
自己株式の取得	99,342	99,342		99,342
当期変動額合計	99,342	185,504	-	185,504
当期末残高	99,352	866,159	298	866,457

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年11月1日 至 2023年10月31日)	当事業年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純損失()	77,759	83,722
減価償却費	2,491	1,189
レンタル資産償却費	2,766	14,198
減損損失	10,273	5,032
賞与引当金の増減額(は減少)	5,300	750
短期解約返戻引当金の増減額(は減少)	1,214	-
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	4,302	17,184
退職給付引当金の増減額(は減少)	8,899	2,196
長期未払金の増減額(は減少)	-	18,281
受取利息	7	62
支払利息	7,140	8,173
棚卸資産除却損	7,747	6,401
受取手数料	600	-
受取賠償金	1,200	1,200
事業譲渡益	135,431	-
売上債権の増減額(は増加)	89,597	218,724
棚卸資産の増減額(は増加)	150,651	324,173
未収消費税等の増減額(は増加)	6,408	54,591
仕入債務の増減額(は減少)	116,349	4,891
未払金の増減額(は減少)	5,416	14,507
レンタル資産の取得による支出	4,553	75,257
未払消費税等の増減額(は減少)	13,928	13,928
その他	20,426	16,804
小計	372,321	726,931
利息の受取額	7	62
利息の支払額	7,667	8,249
法人税等の支払額	2,271	3,245
賠償金の受取額	1,200	1,200
営業活動によるキャッシュ・フロー	381,052	737,164
投資活動によるキャッシュ・フロー		
固定資産の取得による支出	12,412	6,023
貸付金の回収による収入	321	-
資産除去債務の履行による支出	9,000	-
差入保証金の差入による支出	398	130
差入保証金の回収による収入	18,690	119
事業譲渡による収入	248,615	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	245,816	6,034
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	600,000	200,000
長期借入れによる収入	-	500,000
長期借入金の返済による支出	39,996	136,673
リース債務の返済による支出	136	-
新株予約権の発行による収入	298	-
自己株式の取得による支出	-	99,342
財務活動によるキャッシュ・フロー	560,165	63,984
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	424,929	679,214
現金及び現金同等物の期首残高	665,464	1,090,394
現金及び現金同等物の期末残高	1,090,394	411,180

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 棚卸資産の評価基準および評価方法

商品

原則として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物、並びにレンタル資産については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8年～15年
構築物	20年
工具、器具及び備品	3年～20年
レンタル資産	2年～3年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。商標権については、定額法（10年）を採用しております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

4. 収益および費用の計上基準

リユース関連事業

リユース関連事業においては、主にリユースモバイル端末の販売を行っております。このような商品の販売については、顧客に商品を引渡した時点で収益を認識しております。

5. 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、事業年度末の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手元現金、要求払預金および取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資であります。

(重要な会計上の見積り)

棚卸資産の評価

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

商品 844,174千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

商品の評価について、個別法による原価法により算定しております。将来の販売見込みに基づく一定の滞留期間を超える場合には帳簿価額を全額切り下げた価額をもって貸借対照表価額としております。

滞留の判定においては、過去の実績等に基づく一定の期間を主要な仮定としておりますが、当社を取り巻く環境に変化があった場合等、翌事業年度において、当社の業績に影響をおよぼす可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会) 等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産および負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費およびリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年10月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(表示方法の変更)

(キャッシュ・フロー計算書)

前事業年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「レンタル資産償却費」および「レンタル資産の取得による支出」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度のキャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた 22,213千円は、「レンタル資産償却費」2,766千円、「レンタル資産の取得による支出」 4,553千円、「その他」 20,426千円として組み替えております。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

当社では、会計上の見積りについて、財務諸表作成時において入手可能な情報に基づき実施しております。

新型コロナウイルス感染症については、感染症法上の位置づけが5類感染症となり、経済社会活動の正常化が進みました。しかしながら、今後も同様の感染症の拡大等があった場合、営業活動が制限され、リユースモバイル端末の調達および販売が減少することによって売上高、収益ともに減少し、当社の業績に影響をおよぼす可能性があります。

なお、現在のところ当社の事業に重要な影響は発生していないことから、今後当社の事業に与える影響が著しく大きくなることはない判断しております。

(役員退職慰労金制度の廃止)

当社は、2024年1月30日開催の第36期定時株主総会において、役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給を決議いたしました。

これに伴い、役員退職慰労引当金を全額取り崩し、役員退職慰労引当金に計上しておりました18,281千円を長期未払金として表示しております。

(貸借対照表関係)

その他のうち、契約負債の金額は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (2023年10月31日)	当事業年度 (2024年10月31日)
契約負債	6,770千円	23,422千円

(損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益およびそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項 (収益認識関係) 1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2 減損損失

前事業年度(自 2022年11月1日 至 2023年10月31日)

当事業年度において、以下の資産グループについて、減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
全社	事務所	工具、器具及び備品、ソフトウェア

当社は、事務所および店舗ごとに資産をグルーピングしております。

当事業年度において、営業キャッシュ・フローが継続してマイナスであるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当該資産グループの回収可能価額は、使用価値を0円としております。

減損損失の内訳は次のとおりであります。

工具、器具及び備品	2,316千円
ソフトウェア	7,957千円

当事業年度(自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)

当事業年度において、以下の資産グループについて、減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
全社	事務所	構築物、工具、器具及び備品、商標権

当社は、事務所ごとに資産をグルーピングしております。

当事業年度において、営業キャッシュ・フローが継続してマイナスであるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当該資産グループの回収可能価額は、使用価値を0円としております。

減損損失の内訳は次のとおりであります。

構築物	255千円
工具、器具及び備品	2,087千円
商標権	2,689千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2022年11月1日 至 2023年10月31日)

1. 発行済株式の種類および総数並びに自己株式の種類および株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	5,741,500	-	-	5,741,500
合計	5,741,500	-	-	5,741,500
自己株式				
普通株式	12,105	-	-	12,105
合計	12,105	-	-	12,105

2. 新株予約権および自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末 残高 (千円)
			当事業 年度期首	当事業 年度増加	当事業 年度減少	当事業 年度末	
提出会社	第1回新株予約権(注)	普通株式	-	298,000	-	298,000	298
	合計	-	-	298,000	-	298,000	298

(注) 第1回新株予約権の当事業年度増加は、新株予約権の発行によるものであります。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)

1. 発行済株式の種類および総数並びに自己株式の種類および株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	5,741,500	-	-	5,741,500
合計	5,741,500	-	-	5,741,500
自己株式				
普通株式	12,105	280,000	-	292,105
合計	12,105	280,000	-	292,105

(注) 自己株式の数の増加は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得によるものであります。

2. 新株予約権および自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末 残高 (千円)
			当事業 年度期首	当事業 年度増加	当事業 年度減少	当事業 年度末	
提出会社	第1回新株予約権	普通株式	298,000	-	-	298,000	298
	合計	-	298,000	-	-	298,000	298

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2022年11月1日 至 2023年10月31日)	当事業年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)
現金及び預金勘定	1,090,394千円	411,180千円
預入期間が3か月を超える定期預金	-	-
現金及び現金同等物	1,090,394	411,180

(リース取引関係)

(借主側)

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

1. リース資産の内容

有形固定資産

事務所の複合機(工具、器具及び備品)であります。

2. リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法 (3) リース資産」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等元本保証のものに限定し、また、資金調達については銀行借入による方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。信用リスクの管理は与信管理規程や販売管理規程に基づき取引相手ごとに期日および残高を管理しております。また、一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、当該リスクは僅少であります。

差入保証金は事務所の賃貸借契約等に基づくものであり、差入先の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金並びに未払金、預り金および未払法人税等は全て短期間の支払期日でありませ

ず。借入金は運転資金および設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の債務不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については与信管理規程や販売管理規程に従い、各営業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングしております。また、取引先ごとに債権の期日および残高状況の報告を求め、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク(金利の変動リスク)の管理

銀行借入については、固定金利もしくは日本円TIBORに連動したものとなっております。経理財務部門で金利の変動をモニタリングし、金利の上昇局面では固定金利条件の借入、金利の下降局面では借換等を行うことで、金利の変動に係るリスクを低減しております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

経理財務部門が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格が無い場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2023年10月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 破産更生債権等	1,001	1,001	-
貸倒引当金(2)	1,001	1,001	-
	-	-	-
(2) 差入保証金	21,054	21,054	-
資産計	21,054	21,054	-
(3) 長期借入金(3)	113,342	112,801	540
負債計	113,342	112,801	540

(1) 現金及び預金については、現金は、注記を省略しており、預金、売掛金、未収入金、買掛金、短期借入金、未払金、預り金、未払法人税等については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額と近似するものであることから、記載を省略しております。

(2) 破産更生債権等に対して個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(3) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

当事業年度（2024年10月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 破産更生債権等	1,001	1,001	-
貸倒引当金(2)	1,001	1,001	-
	-	-	-
(2) 差入保証金	21,065	21,004	60
資産計	21,065	21,004	60
(3) 長期借入金(3)	476,669	477,636	967
負債計	476,669	477,636	967

(1) 現金及び預金については、現金は、注記を省略しており、預金、売掛金、未収入金、買掛金、短期借入金、未払金、預り金、未払法人税等については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額と近似するものであることから、記載を省略しております。

(2) 破産更生債権等に対して個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(3) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

a. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2023年10月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,090,394	-	-	-
売掛金	253,566	-	-	-
未収入金	1,035	-	-	-
合計	1,344,996	-	-	-

(注) 破産更生債権等および差入保証金については、償還予定時期を合理的に判断することが困難なため、記載を省略しております。

当事業年度（2024年10月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	411,180	-	-	-
売掛金	472,290	-	-	-
未収入金	871	-	-	-
合計	884,341	-	-	-

(注) 破産更生債権等および差入保証金については、償還予定時期を合理的に判断することが困難なため、記載を省略しております。

b. 長期借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度（2023年10月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	39,996	39,996	33,350	-	-	-
合計	39,996	39,996	33,350	-	-	-

当事業年度（2024年10月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	39,996	39,996	39,996	39,996	316,685	-
合計	39,996	39,996	39,996	39,996	316,685	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算出した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2023年10月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（2024年10月31日）

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度(2023年10月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
破産更生債権等	-	1,001	-	1,001
貸倒引当金	-	1,001	-	1,001
	-	-	-	-
差入保証金	-	21,054	-	21,054
資産計	-	21,054	-	21,054
長期借入金	-	112,801	-	112,801
負債計	-	112,801	-	112,801

当事業年度(2024年10月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
破産更生債権等	-	1,001	-	1,001
貸倒引当金	-	1,001	-	1,001
	-	-	-	-
差入保証金	-	21,004	-	21,004
資産計	-	21,004	-	21,004
長期借入金	-	477,636	-	477,636
負債計	-	477,636	-	477,636

(注) 時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

破産更生債権等、貸倒引当金

個別に回収不能見込額に基づいて貸倒見積額を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から貸倒見積額を控除した金額と同額であり、当該価額をもって時価としており、レベル2に分類しております。

差入保証金

契約先ごとにその将来のキャッシュ・フローを、国債の調達利回り等適切な指標の利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2に分類しております。

長期借入金

元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2に分類しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度として退職一時金制度と、確定拠出年金制度を採用しております。

当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金および退職給付費用を計上しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 2022年11月1日 至 2023年10月31日)	当事業年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)
退職給付引当金の期首残高	34,518千円	25,619千円
退職給付費用	4,486	2,890
退職給付の支払額	13,386	694
退職給付引当金の期末残高	25,619	27,815

(2) 退職給付債務および年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度 (2023年10月31日)	当事業年度 (2024年10月31日)
非積立型制度の退職給付債務	25,619千円	27,815千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	25,619	27,815
退職給付引当金	25,619	27,815
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	25,619	27,815

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前事業年度 4,486千円 当事業年度 2,890千円

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度2,820千円、当事業年度3,735千円であります。

(ストック・オプション等関係)

事前交付型譲渡制限付株式報酬に関する注記

1. 費用計上額および科目

	前事業年度 (自 2022年11月1日 至 2023年10月31日)	当事業年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)
販売費及び一般管理費	748千円	623千円

2. 事前交付型譲渡制限付株式の内容、規模およびその変動状況

(1) 事前交付型譲渡制限付株式の内容

	第1回事前交付型譲渡制限付株式
付与対象者の区分および人数	取締役 4名
付与された株式数	普通株式 22,500株
付与日	2021年9月21日
権利確定条件	当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、本譲渡制限期間中、継続して当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。但し、対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間が満了する前に上記の地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を必要に応じて合理的に調整するものとします。
対象勤務期間	2021年9月21日から2024年9月20日まで

(2) 事前交付型譲渡制限付株式の規模および変動状況

事前交付型譲渡制限付株式の数

	第1回事前交付型譲渡制限付株式
前事業年度末(株)	5,100
付与(株)	-
没収(株)	-
権利確定(株)	5,100
未確定残(株)	-

単価情報

	第1回事前交付型譲渡制限付株式
付与日における公正な評価単価(円)	440

3. 事前交付型譲渡制限付株式の公正な評価単価の見積方法

割当先に対する本新株発行の発行価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値である440円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

4. 事前交付型譲渡制限付株式の権利確定数の見積方法

基本的には、将来の無償取得の数の合理的な見積りは困難であるため、実績の無償取得の数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	前事業年度	当事業年度
	(2023年10月31日)	(2024年10月31日)
賞与引当金	1,502千円	1,243千円
棚卸資産	-	2,175
未払費用	600	413
貸倒引当金	346	346
退職給付引当金	8,851	9,610
役員退職慰労引当金	5,937	-
長期未払金	-	6,316
固定資産	14,818	14,244
資産除去債務	1,230	1,232
繰越欠損金(注)	249,223	276,412
その他	559	-
小計	283,070	311,993
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)	249,223	276,412
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	33,847	35,581
評価性引当額小計	283,070	311,993
繰延税金資産合計	-	-

(注) 税務上の繰越欠損金およびその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度(2023年10月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金()	-	23,216	36,992	-	22,869	166,145	249,223
評価性引当額	-	23,216	36,992	-	22,869	166,145	249,223
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

() 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当事業年度(2024年10月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金()	23,216	36,992	-	22,869	-	193,334	276,412
評価性引当額	23,216	36,992	-	22,869	-	193,334	276,412
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

() 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度（2023年10月31日）

税引前当期純損失であるため記載を省略しております。

当事業年度（2024年10月31日）

税引前当期純損失であるため記載を省略しております。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

事務所の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から14年と見積り、割引率は0.299%～1.776%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 2022年11月1日 至 2023年10月31日)	当事業年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)
期首残高	11,894千円	3,562千円
時の経過による調整額	17	3
資産除去債務の履行による減少額	1,935	-
店舗譲渡による減少額	6,414	-
期末残高	3,562	3,565

（収益認識関係）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度（自 2022年11月1日 至 2023年10月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント	合計
	情報通信関連事業	
リユース関連事業	3,737,284	3,737,284
移動体通信関連事業	329,700	329,700
その他の事業	22,215	22,215
顧客との契約から生じる収益	4,089,201	4,089,201
その他の収益	-	-
外部顧客への売上高	4,089,201	4,089,201

当事業年度（自 2023年11月1日 至 2024年10月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント	合計
	情報通信関連事業	
リユース関連事業	4,670,502	4,670,502
その他の事業	61,488	61,488
顧客との契約から生じる収益	4,731,991	4,731,991
その他の収益	-	-
外部顧客への売上高	4,731,991	4,731,991

（注）移動体通信関連事業は、2023年4月1日付で事業譲渡および閉店が完了しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、財務諸表「注記事項（重要な会計方針）4. 収益および費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額および時期に関する情報

(1) 契約資産および契約負債の残高等

前事業年度（自 2022年11月1日 至 2023年10月31日）

（単位：千円）

契約負債（期首残高）	1,909
契約負債（期末残高）	6,770

契約負債は、法人向け通信端末機器レンタルサービスにかかる顧客から受け取った前受金に関するものであります。貸借対照表上、契約負債は「流動負債」の「その他」に計上しております。

当事業年度（自 2023年11月1日 至 2024年10月31日）

（単位：千円）

契約負債（期首残高）	6,770
契約負債（期末残高）	23,422

契約負債は、法人向け通信端末機器レンタルサービスにかかる顧客から受け取った前受金に関するものであります。貸借対照表上、契約負債は「流動負債」の「その他」に計上しております。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

当社は、情報通信関連事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 2022年11月1日 至 2023年10月31日）

1. 製品およびサービスごとの情報

（単位：千円）

	リユース 関連事業	移動体通信 関連事業	その他の事業	合計
外部顧客への売上高	3,737,284	329,700	22,215	4,089,201

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）	関連するセグメント名
株式会社インターネットイニシアティブ	1,117,876	情報通信関連
株式会社オプテージ	518,242	情報通信関連

当事業年度（自 2023年11月1日 至 2024年10月31日）

1. 製品およびサービスごとの情報

（単位：千円）

	リユース関連事業	その他の事業	合計
外部顧客への売上高	4,670,502	61,488	4,731,991

（注）移動体通信関連事業は、2023年4月1日付で事業譲渡および閉店が完了しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）	関連するセグメント名
株式会社インターネットイニシアティブ	1,260,749	情報通信関連
株式会社オプテージ	1,031,449	情報通信関連

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当社は、情報通信関連事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社および主要株主（会社等の場合に限る。）等

前事業年度（自 2022年11月1日 至 2023年10月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年11月1日 至 2024年10月31日）

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

株式会社ショーケース（東京証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2022年11月1日 至 2023年10月31日)	当事業年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)
1株当たり純資産額	183.56円	158.95円
1株当たり当期純損失金額()	14.14円	15.33円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失金額であるため記載していません。

2. 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年11月1日 至 2023年10月31日)	当事業年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)
1株当たり当期純損失金額()		
当期純損失() (千円)	81,005	86,162
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純損失金額() (千円)	81,005	86,162
期中平均株式数(株)	5,729,395	5,619,450

(重要な後発事象)

1. 親会社の異動

当社の親会社であります株式会社ショーケースは、2024年11月14日開催の取締役会において、AIフュージョンキャピタルグループ株式会社との間で資本業務提携契約を締結することを決議し、2024年12月13日付で株式会社ショーケースはAIフュージョンキャピタルグループ株式会社の子会社となりました。

これに伴い、AIフュージョンキャピタルグループ株式会社は、株式会社ショーケースを通じて当社の普通株式を間接的に所有することとなるため、当社の親会社に該当することとなりました。

2. 多額な資金の借入

当社は2025年1月31日に、株式会社三菱UFJ銀行より200,000千円の借入を実行いたしました。

- | | |
|-------------------|--------------|
| (1) 借入金利 | 変動金利 + スプレッド |
| (2) 借入期間 | 6ヶ月 |
| (3) 担保提供資産又は保証の内容 | 無担保・無保証 |

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引 当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	5,776	-	-	5,776	5,776	-	-
構築物	-	276	255 (255)	20	20	20	-
工具、器具及び備品	42,668	2,865	4,779 (2,087)	40,754	40,754	778	-
リース資産	294	-	-	294	294	-	-
レンタル資産	8,710	75,277	1,794	82,194	17,210	14,189	64,983
有形固定資産計	57,450	78,419	6,829 (2,342)	129,040	64,056	14,988	64,983
無形固定資産							
商標権	-	2,881	2,881 (2,689)	-	-	192	-
無形固定資産計	-	2,881	2,881 (2,689)	-	-	192	-
長期前払費用	198	-	198	-	-	198	-

(注) 1. 「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

2. 当期増加額および当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

主な増加高

工具、器具及び備品	業務用パソコンの取得による増加	1,870千円
レンタル資産	レンタル用機器の取得による増加	75,277千円
商標権	商標権の取得による増加	2,881千円

主な減少高

工具、器具及び備品	減損損失の計上による減少	2,087千円
商標権	減損損失の計上による減少	2,689千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	600,000	400,000	1.760	-
1年以内に返済予定の長期借入金	39,996	39,996	1.195	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	73,346	436,673	0.717	2029年
合計	713,342	876,669	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	39,996	39,996	39,996	316,685

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	1,001	-	-	-	1,001
賞与引当金	4,350	3,600	4,350	-	3,600
役員退職慰労引当金	17,184	1,097	-	18,281	-

(注) 役員退職慰労引当金の当期減少額(その他)は、役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給を決議したことに伴う長期未払金への振替であります。

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	128
預金	
普通預金	411,026
郵便貯金	24
小計	411,051
合計	411,180

売掛金
相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社インターネットイニシアティブ	302,431
株式会社オプテージ	69,651
その他	100,207
合計	472,290

売掛金の発生および回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2}$ <u>(B)</u> 366
253,566	4,887,566	4,668,842	472,290	90.8	27.2

(注) 当期発生高には、税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

商品

区分	金額(千円)
販売用通信端末機器	835,991
その他	8,182
合計	844,174

貯蔵品

区分	金額(千円)
データ消去・チェック用ライセンス	5,599
その他	185
合計	5,785

買掛金

相手先	金額(千円)
株式会社AIR-U	3,199
株式会社トラディア	2,470
株式会社NTTフィールドテクノ	2,150
その他	18,761
合計	26,582

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高(千円)	1,245,508	2,648,153	3,731,478	4,731,991
税引前四半期(当期)純損失()(千円)	34,189	16,004	46,193	83,722
四半期(当期)純損失()(千円)	34,799	17,224	48,023	86,162
1株当たり四半期(当期)純損失金額()(円)	6.07	3.01	8.46	15.33

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額又は 1株当たり四半期純損失金額()(円)	6.07	3.07	5.50	7.00

(注) 第3四半期に係る四半期報告書は提出していませんが、第3四半期に係る各数値については金融商品取引所の定める規則により作成した四半期情報を記載しており、期中レビューは受けておりません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	11月1日から10月31日まで								
定時株主総会	1月中								
基準日	10月31日								
剰余金の配当の基準日	4月30日、10月31日								
1単元の株式数	100株								
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 - 無料								
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL https://www.reyuu-japan.com/								
株主に対する特典	<p>毎年10月31日現在の株主名簿に記載され、かつ100株以上を保有される株主様に対して、その所有株式数に応じて次のとおり、当社が運営するオンラインショップにてスマートフォン等のご購入（ReYuuストア https://store.reyuu-japan.com/）または買取（スマホ・タブレット買取 https://reyuu.smart-tradein.com/）でご利用いただけるご優待クーポンを発行いたします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保有株式数</th> <th>優待内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100株以上 1,000株未満</td> <td>（ご購入）3,000円割引券 （買取）1,000円買取増額券×2枚</td> </tr> <tr> <td>1,000株以上 5,000株未満</td> <td>（ご購入）3,000円割引券 ×2枚 （買取）1,000円買取増額券×4枚</td> </tr> <tr> <td>5,000株以上</td> <td>（ご購入）3,000円割引券 ×3枚 （買取）1,000円買取増額券×6枚</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）ご利用条件： ReYuuストア（https://store.reyuu-japan.com/）でご購入時に割引クーポンコードをご利用の場合 <ul style="list-style-type: none"> 割引クーポンコードは、商品代金から3,000円（税込）を割引いたします。商品代金よりご優待クーポン割引額を差し引いた金額および送料等の各種手数料がお支払い総額となります。 割引クーポンコードは、商品代金が3,000円（税込）未満の場合、釣銭・現金へのお取替えはできません。 1回のお買い物につき、1つの割引クーポンコードがご利用いただけます。 割引クーポンコードをえるのは1回限りです。 割引クーポンコードは、株主ご本人様の利用に限らせて頂きます。 割引クーポンコードの紛失、盗難又は滅失について、当社は責任を負いかねます。また、再発行もできかねます。 電話・FAXによるご注文はお受けできません。 スマホ・タブレット買取（https://reyuu.smart-tradein.com/）で買取お申し込み時に買取増額クーポンをご利用の場合 <ul style="list-style-type: none"> 買取増額クーポンコードは、端末の種類や状態により買取対象外となる場合はご利用いただけません。 1台の買取につき、1つの買取増額クーポンコードがご利用いただけます。 買取増額クーポンコードをえるのは1回限りです。 買取増額クーポンコードは、株主ご本人様の利用に限らせて頂きます。 買取増額クーポンコードの紛失、盗難又は滅失について、当社は責任を負いかねます。また、再発行もできかねます。 電話・FAXによるご注文はお受けできかねます。 </p>	保有株式数	優待内容	100株以上 1,000株未満	（ご購入）3,000円割引券 （買取）1,000円買取増額券×2枚	1,000株以上 5,000株未満	（ご購入）3,000円割引券 ×2枚 （買取）1,000円買取増額券×4枚	5,000株以上	（ご購入）3,000円割引券 ×3枚 （買取）1,000円買取増額券×6枚
保有株式数	優待内容								
100株以上 1,000株未満	（ご購入）3,000円割引券 （買取）1,000円買取増額券×2枚								
1,000株以上 5,000株未満	（ご購入）3,000円割引券 ×2枚 （買取）1,000円買取増額券×4枚								
5,000株以上	（ご購入）3,000円割引券 ×3枚 （買取）1,000円買取増額券×6枚								

（注）当社の単元株未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨定款に定めております。

- （1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- （2）取得請求権付株式の取得を請求する権利
- （3）募集株式又は募集新株予約権の割当を受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書およびその添付書類並びに確認書

事業年度（第36期）（自 2022年11月1日 至 2023年10月31日） 2024年1月31日近畿財務局長に提出

(2) 内部統制報告書およびその添付書類

2024年1月31日近畿財務局長に提出

(3) 四半期報告書および確認書

第37期第1四半期（自 2023年11月1日 至 2024年1月31日） 2024年3月15日近畿財務局長に提出

第37期第2四半期（自 2024年2月1日 至 2024年4月30日） 2024年6月14日近畿財務局長に提出

(4) 有価証券報告書の訂正報告書及びその添付書類並びに確認書

2024年12月27日近畿財務局長に提出

事業年度（第33期）（自 2020年5月1日 至 2021年4月30日）の有価証券報告書に係る訂正報告書及びその添付書類並びに確認書であります。

(5) 臨時報告書

2024年1月31日近畿財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書であります。

2024年12月13日近畿財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号（親会社の異動）の規定に基づく臨時報告書であります。

2024年12月20日近畿財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号（代表取締役の異動）の規定に基づく臨時報告書であります。

2025年1月30日近畿財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号（代表取締役の異動）の規定に基づく臨時報告書であります。

(6) 自己株券買付状況報告書

報告期間（自 2024年4月1日 至 2024年4月30日）2024年5月15日近畿財務局長に提出

報告期間（自 2024年5月1日 至 2024年5月31日）2024年6月14日近畿財務局長に提出

報告期間（自 2024年6月1日 至 2024年6月31日）2024年7月12日近畿財務局長に提出

報告期間（自 2024年7月1日 至 2024年7月31日）2024年8月15日近畿財務局長に提出

報告期間（自 2024年8月1日 至 2024年8月31日）2024年9月13日近畿財務局長に提出

報告期間（自 2024年9月1日 至 2024年9月30日）2024年10月15日近畿財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2025年1月31日

ReYuu Japan株式会社

取締役会 御中

RSM清和監査法人

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 武 本 拓 也
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 藤 本 亮
業 務 執 行 社 員

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているReYuu Japan株式会社の2023年11月1日から2024年10月31日までの第37期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ReYuu Japan株式会社の2024年10月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

商品売上高の期間帰属及び実在性の適切性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
損益計算書の売上高のうち、商品売上高は4,662,811千円である。 会社は、注記事項（重要な会計方針）4．収益及び費用の計上基準に記載されているとおり、リユース関連事業における商品の販売について、商品を顧客に引渡した時点で収益を認識している。 商品売上高が売上高全体に占める割合は98.5%であり、商品売上高への依存度が高く、また売上高は経営者及び財務諸表利用者にとって重要な経営指標と考えられる。 そのため、商品売上高の期間帰属及び実在性を誤った場合、財務諸表に与える影響は重要であると想定される。 以上から、当監査法人は、商品売上高の期間帰属及び実在性が当事業年度において特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。	当監査法人は、商品売上高の期間帰属及び実在性を検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。 ・ 販売プロセスに関連する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。これには、顧客からの注文に基づき商品が引渡されたこと及び売上計上の根拠となる証憑を確認する内部統制が含まれる。 ・ 一定の基準により抽出した特定の得意先に対する売掛金の残高確認を実施した。 ・ 計上金額及び計上時期の妥当性を検討するため、売上取引については一定の基準により抽出した取引を対象に、顧客の注文書、納品履歴、宅配業者の出荷引取書、入金証憑等の関連証憑と突合した。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社の親会社である株式会社ショーケースは、2024年11月14日開催の取締役会において、AIフュージョンキャピタルグループ株式会社との間で資本業務提携契約を締結することを決議し、2024年12月13日付で株式会社ショーケースはAIフュージョンキャピタルグループ株式会社の子会社となった。

これに伴い、AIフュージョンキャピタルグループ株式会社は、株式会社ショーケースを通じて当社の普通株式を間接的に所有することとなるため、会社の親会社に該当することとなった。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 財務諸表に対する意見を表明するために、財務諸表に含まれる構成単位の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、構成単位の財務情報に関する監査の指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、ReYuu Japan株式会社の2024年10月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、ReYuu Japan株式会社が2024年10月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。